

岸和田の力ってなんやねん！

- 市民がつくりあげていくまちの味わい -

「私たちの第1歩」



「市民と共に考える」まちづくり・ざいせい岸和田委員会
市政への提言・提案報告書(概要版)

平成16年3月

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

各部会提言・提案

教育と文化のまちづくり部会・・・・・・・・ 2

健康と福祉のまちづくり部会・・・・・・・・ 12

安全・快適な都市的魅力のあるまちづくり部会・・・ 22

環境のまちづくり部会・・・・・・・・ 32

次の場づくりに向けて・・・・・・・・ 42

委員名簿・・・・・・・・ 43

はじめに - 経緯とお礼に代えて

平成 13 年 6 月岸和田市の公募の呼びかけに応じて応募した私たちは、約 3 年間の活動のまとめとして、ここに提言・提案をとりまとめました。振り返れば平成 13 年 7 月 15 日に、「市民と共に考える」まちづくり・ざいせい岸和田委員会（以下「岸和田委員会」と記す）が市立福祉総合センターで発足し、その後 4 つの部会、「教育と文化のまちづくり部会」「健康と福祉のまちづくり部会」「安全・快適な都市的魅力のあるまちづくり部会」「環境のまちづくり部会」に分かれ、それぞれの活動を開始しました。

当初は「岸和田委員会」に対する参加の動機、設置趣旨の理解、委員が何をすべきかなどについて、部会委員一人ひとりの間で明らかに相違がありました。そのために検討課題の設定や提言・提案の内容、その後の取り扱い、市に対する姿勢などで、調整の労力が生じ、合意形成のために 1 年余りの時間を費やしました。それぞれの思いを抱いて参加した委員が偶然集まってまちづくりや財政問題について議論を開始し、調査研究を重ねて提言・提案をまとめる作業はそれぞれが初めて経験することでした。そのために現在に至っても「岸和田委員会」の意義や委員会・委員の権限、提言・提案後の市での取り扱い、「岸和田委員会」終了後の体制について十分な合意を得たわけではないと考えています。しかし、このような状況の中で緩やかな合意が形成され、提言・提案がまとまったことは「岸和田委員会」の性格上評価すべき点だと考えています。

では、現在まで「岸和田委員会」に参加し、部会の提言・提案を含め最終報告書をまとめ、最後の報告会開催までに至った委員はどのような意義を感じて活動を続けてきたか。日常の活動、七夕ミーティング、終了時の感想からいくつかの点を拾い出してみます。

第 1 は、何よりも「岸和田のまちを少しでも良くしたい」という熱意と愛着の持続力です。

第 2 は、従来の市民が行政に要求する姿勢を見直し、市民が自ら考え、実践することが必要な時代であるという認識に立ち、市民として何が可能かを追求する「岸和田委員会」の取り組みを完成させたいという責任感です。

第 3 は、多様な意見や立場の異なる市民の集まりである「岸和田委員会」の性格を理解し、かつ提言・提案に向けた合意形成の困難さをくぐりぬけた委員の成長であり、自治力の向上です。

第 4 は、多様な市民が集い、課題を決め、調査・研究・討議を重ね、提言・提案へと進んでいく過程で生まれてくる人間的なふれあいと楽しさ、そして視野が広がっていく知的充実感です。

第 5 に、活動を通じて、従来からの市民と市の関係が目に見える形で改善されたことです。「以前の市の姿勢と違って、情報をさっと出してくれる」などの声に現れています。

岸和田市民と市政にとって初めての試みが 3 年間継続し、提言・提案がまとまり、参加市民の人的な成長とふれあい、そして相互理解が生まれたこと、市民と市の関係が変化したことを「岸和田委員会」の最大の成果と考えています。まちづくりや財政健全化も市民の相互的なふれあい、相互的理解に基づく基盤が豊かに形成され、その基盤の上に市民と市の協働が形成されない限り機能しないものです。その意味で新しい市民像の創造であり、自然環境を含む「市民がつくりあげていくまちの味わい」への試みといえます。

また、岸和田の自治力への問いかけでもありました。私たちの試みは市民からの情報発信の試みであり、まだまだ 20 万分の 1 の第 1 歩に過ぎませんが、提言・提案と「岸和田委員会」活動が今後の市民と市政のまちづくりの一助になれば幸いです。

最後に、「岸和田委員会」は平成 16 年 4 月 18 日の報告会で終了します。この間、調査やヒアリングに快く応じてくれた多くの方々、七夕ミーティングに参加された方々、助言指導いただいた研究者の方々、市の関係者の方々に心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

教育と文化のまちづくり部会

§ 1 . はじめに

まちづくり・ざいせい岸和田委員会「教育と文化のまちづくり部会」に参加した市民の思いは、「教育と文化」に対する考え方が人それぞれによって、いかに多様であるかを現していました。当初は各委員それぞれの思いのぶつけ合いに終始しましたが、話し合いを重ねるなかで次のような認識が共有されました。

1. まちづくりの基本である“人づくり・地域づくり”には教育・文化が重要である。
2. 時代はまさに“心の豊かさやゆとりを求める”段階に入った。
3. わがまちの教育と文化の現状を良く知って市民の目で見直す。
4. 財政難の現状を認識し、無いものねだりはしないが、限られた財源を効率よく使うため自助と公助の考え方を明確にする。
5. 教育・文化には採算性は持ち込めないが、「ムリ・ムダ・ムラ」は省く。

こうした認識のもと、「市民の視点から諸問題を検討・提言していくこと」、「できるだけ現場を見て、また、データを基に研究検討していくこと」を基本スタンスとして確認し、次の5つをテーマとして選び、調査研究を行ないました。

1. 文化行政について
2. スポーツ施策について
3. 公民館について
4. 図書館について
5. 地域と学校について

§ 2 . 文化行政について

文化行政を担当する岸和田市文化国際課及び文化三施設（自泉会館、マドカホール、浪切ホール）を対象として調査研究を行ないました。

2 - 1 . 文化行政に見る現状と課題

1 . 芸術文化に対する公的支援の原則を明確にしてほしい（行政の役割・市民の役割の明確化）

文化行政に関する政策目標（理念）を定め、市民による評価システムをつくること。文化政策の評価には単なる経済性・効率性ではなく、「社会改善に向けた有効性」の視点が必要です。

文化諸活動は地域の文化水準の維持向上につながる公益的な部分と市民の文化的欲求に供する私益的な部分とがあります。公益部分は公費で、私益部分は受益者負担を原則とする。そのために公益が私益かを判断する基準として明確な文化行政のビジョンを確立する必要があります。

2 . 市民による文化行政の評価が難しい（政策目標の明確化）

第3次岸和田市総合計画の文化に関する基本方針からは具体的計画は見えてきません。市民が岸和田市の文化行政について評価するには計画の上位にある政策目標が明確ではないため施策に対する的確な評価が困難です。かつては岸和田市の文化行政は市民本位・市民主体の理念を明確に打ち出し「岸和田方式文化行政」^{注)}として各方面から注目されていましたが、今はどうなのでしょう？

注) 岸和田市では、80年代から90年代にかけて、市民団体による文化会館の運営が活発に展開し、専門家集団によって運営された茨城県水戸市の「水戸芸術館」の方式に対比して、関係者から岸和田方式として喧伝された。

3 . 文化施設の総合方針は市の責任で具体的に示す

主要三施設；自泉会館、マドカホール、浪切ホールの運営は各館独自の方針で行い、管理監督責任は市（文化国際課）にあるとされていますが、これだけでは総合的な文化政策が実行できるか疑問です。文化施設全体を活かすような総合方針を市の責任で示し、それに基づき夫々の施設が独自性を発揮する実行計画を行なうべきです。

2 - 2 . 浪切ホールに関する意見

浪切ホールがオープンして一年半。可能性や限界が少しずつ見えてきているのではないかと思います。ただ多大の資金を使って建てた施設であり、ましてやこの財政難の時代に多大の補助金を毎年投入しつづける施設であるならば、当然のことながら浪切ホールができたことで、地域の文化が底上げされるようなプランが示されねばなりません。

平成 15 年度当初予算（岸和田市ホームページに公開されている情報）

・文化財団 補助事業	211,400千円
・浪切ホール管理運営事業	245,000千円（文化財団に委託）
・文化会館 管理運営事業	91,400千円（市直営）
・自泉会館 管理運営事業	10,900千円（文化事業協会に委託）

1. 浪切ホールの運営は行政と市民が一体となって取り組む

浪切ホールは「中心市街地活性化推進施策」の一拠点として、芸術・文化の施設を置くという都市計画のハードウェア（箱もの）として建設されました。本来なら、文化行政面でのニーズと両々相俟って市民も参画して計画すべきものでありました。しかし、現実に市立の文化ホールとして完成したのですから、この施設を「市民の芸術・文化活動」のためにどう活かせるかという問題について、行政・市民が一体となって真剣に考えていく必要があります。

文化財団は、孤軍奮闘するのではなく市民と一体となって運営していく方策を考えるべきです。

2. 情報の公開で市民の関心と理解を増進する

これまで培われてきた「岸和田方式」は正しかったのか間違いであったのか。これは行政だけではなく全ての市民が考えるべき課題です。そのためには、浪切ホールに関するあらゆる情報を市民に知らせて、市民が自身の課題として捉える気持ちになるようにすべきです。浪切ホールの全ての施設利用状況を公開し、それが岸和田市の文化に役立つものであったかどうか、採算の面だけではなく利用の質の問題も議論すべきです。この誇るべき施設が岸和田市の文化のために有効に活かされたなら、米百俵の精神で市民を満足させることができると思います。そうでなければ、少々赤字経営が改善されても市民の不満は無くならないでしょう。まず、やるべきことは市民が浪切ホールに関心を持つような施策を考えることです。

3. ホール運営支援のための幅広い市民層からなる委員会の設置

市民のための浪切ホールにするために大切なことは、青少年を含めた幅広い年齢層からなる市民委員会をつくり、市民の自主的な芸術・文化活動の支援、中心市街地の活性化、市内外との文化交流等を主要課題として今後のホール事業展開の方向性を探っていくことです。

これらの意見に対する具体的な提案としては、例えば「友の会」を単なる鑑賞団体に終わらせることなく、運営にも参加できる組織へ発展させることなどが考えられます。また、商業的な興行は、いままでも足を運ばなかった人々を惹きつけるような、特に若者たちをホールに近づけるための催しを企画し大いに商業ベースにのせるべきでしょう。同時に市民会館の建替えとしての目的にも沿うよう、学校関係の文化鑑賞等も積極的に誘致すべきです。また、使用頻度の低いスタジオ、工作室、調理室などの創作支援施設は、教育施設と位置付けて低料金化し市民の文化創出を育てる方向にもっていくことなど考えられます。

2-3. 岸和田市の文化行政に望むこと

岸和田市には長年にわたって醸し出された「文化のかおり」のようなものがあると市民は感じています。歴史的なまちなみや伝統行事、市民の文化的感性などがそうです。文化とは全国一律の人気の高い芸能・演芸ではなく、地域に根ざした市民文化こそが地方自治体が大切に守るべきものといえます。岸和田市民の宝であるこのような「文化のかおり」を守り高めてゆく方策について行政と市民が知恵を出し合い、力を出し合ってゆける仕組みづくりを優先課題として取り組んでほしい。平成 14 年度に外部研究機関に委託して『岸和田市におけるこれからの文化行政のあり方と文化政策について』と題する報告を得ていますが、政策づくりは外部委託ではなく行政と市民の協働で行なうべき課題と

考えます。

§ 3 . スポーツ施策について

スポーツ施策について、岸和田市は第3次総合計画で「スポーツ活動機会の提供、地域スポーツの振興、市民のスポーツ活動の促進」とスポーツ活動の基本方針を定めています。

スポーツ振興の意義・重要性が叫ばれている中、この方針を是とし、今後この方向に進めるために、現状の問題点、行政と市民の役割、また相互の関係はどうあるべきか、市民の立場で調査研究を行ないました。

3 - 1 . スポーツ施設に見る現状と課題

3 - 1 - 1 . スポーツ施設について

1 . 現状（ハード面、ソフト面）の把握

現在の当市におけるスポーツ施設（体育館、運動広場、テニスコート、プール等）の管理・運営は一元化されず、そのため情報を完全に把握できていないのが現状です。今後、限られた予算の中で、最大の効果を上げる為にも施設（ハード）及び運営（ソフト）の現状把握をすべきです。

2 . 施設の有効利用の検討

施設によっては利用者が極端に少ない施設もあり、必ずしも有効活用されているとはいえない状態です。この財政状況の中、このような施設の他用途、他種目への利用方法の検討、施設の廃止も含めて検討及び公表すべきです。

3 . 借地料と費用対効果

鴨田池青少年広場は借地であり、毎年多額の借地料（26,927千円（平成14年度））を地主に支払っています。その反面、青少年広場の中でも利用者数は多く、スポーツ振興に役立っていることは確かです。従来の流れで借地契約をかわすのではなく、鴨田池青少年広場がもたらす効果を「費用対効果」の問題として考え、その有効性、金額の妥当性を検討すべきです。

4 . 今後の方向性を明確にすること

現在、青少年広場の多くが町会委託で管理運営を行っていますが、あえて委託するメリットとはいったい何なのでしょう。NPO（特定非営利活動法人）への委託も今後検討されるべきです。またスポーツ施設は有料でないと利用できない施設（運動広場）と無料で利用できる施設（青少年広場）とに分類できますが、違いはいったい何なのか。運動広場（有料）と青少年広場（無料）の位置付け、収益性など今後の方向性を総合的に検討し、その内容を明確に市民に公表すべきです。

3 - 1 - 2 . 施設利用における受益者負担について

「受益者負担」という概念先行だけで、市民にすべての負担を押し付けると「まちづくり」はできず、行政への不満や不信感が増すだけです。受益者負担を求めるならば、行政の責任ある説明と市民との間の合意形成が必要です。また利用者（受益者）である市民も自らの問題として捉えることが必要です。

3 - 1 - 3 . 行政の統合化体制について（縦割り組織の問題）

スポーツ施設の管理運営組織が一元化されていない（例えば教育委員会管理と公園緑地課管理）のは、利用する市民にとっては極めて不都合であり、わかりにくい。まちづくりを積極的に支援する行政として、現状の縦割り組織を横断的、調整的に改善する方法を具体的に検討すべきです。

3 - 2 . 残された検討課題

スポーツ施策について調査していく中で一番問題になったのは、「スポーツ施設の管理運営の一元化」です。一元化されていない現状では、市民にとってはあまりにも弊害が多すぎ、早急に改善する

必要があります。

- またこれ以外にもいくつかの検討課題を列挙すると、
- スポーツに対する市民ニーズの把握（市民アンケートの実施）
- 市民スポーツと学校スポーツとの交流
- 体育協会ほか各種スポーツ関係団体間の連携強化 が挙げられます。

本部会では「行政と市民との協働」をキーワードに調査・検討をしてきました。市民の身近にあるスポーツ施設、ひいては岸和田市のスポーツ行政を両者が一緒になって取り組むことにより、さらなる市民スポーツの振興が図られるのです。この提案が「行政と市民との協働」のきっかけ作りとなり、市民スポーツが盛んになることを願う次第です。

§ 4 . 公民館について

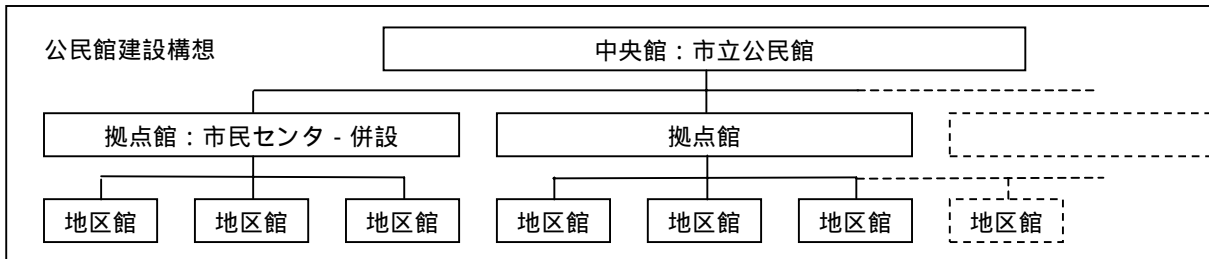
第3次総合計画では『『まちづくりは人づくり』の観点に立ち、地域の人材を育み、各種市民活動の基盤となっている生涯学習活動をいっそう推進する』としており、岸和田市の目指す「市民自治都市の実現」「公民協働のまちづくり」において、生涯学習の重要性は非常に高いと言えます。

今一度、生涯学習とは？公民館とは？といった原点に立ち返り、これからの岸和田市の進むべき方向を考えたいと思います。

4 - 1 . 公民館運営の現状と課題

4 - 1 - 1 . 岸和田市の公民館運営

岸和田市生涯学習計画に基づき、公民館整備は市立公民館を中央館とし、地域的まとまりを考慮して市域を6つに分けた第3次生活圏毎に拠点館を配し、更に24の小学校区(第1次生活圏)ごとに地区公民館・青少年会館(地区館)を配置する3層構想で進められてきました。



市立公民館は市教育委員会生涯学習課の直轄で、課長が公民館長を兼務し、市直轄による運営が行なわれています。拠点館は6館の構想中、すでに4館が整備済み(市立公民館を含む)であり、分館、旭地区、山直地区の各拠点館はそれぞれ春木、東岸和田、山直の各市民センター内にあり市民生活部理事であるセンター長が公民館長を兼務しています。市民センター自体は機能として市民サービスコーナー・図書館・公民館の複合施設となっています。市直轄で運営されているものの職員はセンター職員として3つの業務を行なう必要が生じます。

各小学校区に配置される地区館は24校区中19校区が整備済み(拠点館・重複含む)です。地区館館長は市の嘱託職員が務めますが、管理運営は連合町会または単町会へ委託しています。

4 - 1 - 2 . 現状と課題

事業について

公民館で実施される事業については、4館会議(市立公民館と拠点館)と館長会議(全公民館)によって調整されることとなっています。

しかし、事業担当者の会議である4館会議に対して、館長会議は4館からは事業を担当していない市立公民館館長兼生涯学習課長と拠点館館長兼図書館長兼センター所長が、地区館からは事業担当者である地区館館長(嘱託館長)が参画して構成されているため、両会議の連絡事項、情報交換など十分な調整ができていません。各館の使用料の取り扱いなどに関してもばらつきがある状態です。両方を把握・調整できるのは中央館である市立公民館ですが、その役割を果たしているかどうか疑問が残

ります。

予算について

地区館の予算は管理運営委託料として連合町会または単町会に委託されています。内訳は事務員・管理人等人件費、報償費（定期講座講師謝礼）、光熱水費、消耗品費等となっています。

一方、学級や講座関係予算は市立公民館、拠点館がもっているため、地区館の運営については二重構造の予算となっています。

職員体制

職員の専門性・人材・配置・在任期間等については、異動がひんぱんにあるため、公民館に精通した職員がだんだんいなくなり、公民館職員の蓄積ができない状況になっています。また、公民館業務自体も拠点館では、市民サービスコーナーおよび図書館業務との兼務のため、その取り組みについてはばらつきがあります。

地区館館長は嘱託職員もしくは再任用職員のため任期が短く、任期基準が再三変化する状況です。また、そもそも1～2年では館長として、公民館職員として地域の課題をキャッチし、計画的・段階的な事業を展開していくことは難しい状況です。

市民との関わり

町会委託の地区館においても、公民館の看板だけの地区館、公民館と町会館の2枚看板の地区館（大宮青少年会館・久米田青少年会館・天神山地区公民館）があります。また、拠点館館長が地区館館長を兼務している地区館（春木地区公民館・久米田青少年会館・天神山地区公民館）もあります。

いろいろな形態の地区館において市民との関わりは、それぞれの地域性もあり異なっています。

以上に示したように、公民館の現状は「生涯学習計画」に示す基本方針と齟齬が生じています。また、逼迫する市の財政状況から公民館構想、人員の配置などその実現性が疑問視されます。市民と行政の協働による新しいまちづくりの観点から、従来の行政施策を中心とした生涯学習計画の見直しやシステムの修正が必要となっています。

4 - 2 . 提案の方向性

こうした課題の解決にむけた提案にあたって、以下の5つを基本方針としました。

岸和田のひとやモノなどを活かした岸和田らしい生涯学習システムを構築する
 公民館は「住民自治の拠点」「生涯学習の拠点」「コミュニティの場」
 生涯学習の主体は市民であるが、生涯学習を進めるためには、これをマネジメントする専門家が必要
 「まちづくりは人づくり」の観点から、マネージャーの人材確保・育成は公が保証する
 実現性と継続性のあるシステムづくり

4 - 3 . 具体的提案

4 - 3 - 1 . 地域の生涯学習に対する提案

地区館館長ならびに地域の生涯学習、事業予算、地区館の運営について以下の提案を行ないます。

- 1 . 地区館館長は中央館館長が兼務する（地区館館長の廃止）。一方、地域の生涯学習を推進するため各地区ごとに（仮）生涯学習推進マネージャーを設置する。
- 2 .（仮）生涯学習推進マネージャーは公募制とし、その任期については特別に配慮する。また、その選任については行政関係者だけでなく市民等も参画する組織によるものとする。
- 3 . 地区館における事業予算は（仮）生涯学習推進マネージャーが総括すると共に、公民館予算だけでなく、実状に応じてスポーツや文化、福祉や環境といった多分野にわたる予算の裁量も可能となるようにする。
- 4 . 地域ごとに地区館を中心として、地区市民協議会等の地域住民や小学校、PTA等による（仮）地域生涯学習推進協議会等を設置し、当該地域における地区館の運営方針や具

体的な事業等について協議・決定し、(仮)生涯学習推進マネージャーはこれに基づき、地域住民等とともに地域での生涯学習を推進する。

4 - 3 - 2 . 公民館システムに対する提案

公民館システム、中央館の役割、具体的な公民館運営、運営の方針や事業の進め方について以下の提案を行ないます。

- 5 . 岸和田市公民館組織を中央館と地区館の2層構造とする。地区館はコミュニティに根ざした地域の生涯学習推進の拠点とする。また、中央館は地区館を総括すると共に、市全域を対象とした生涯学習施設として活動を行なう。
- 6 . 中央館は市の生涯学習推進の中核として、市直営による機能強化を図る。特に中央館職員については、生涯学習推進をマネジメントする専門家として専門性の強化、人材の育成を図る。
- 7 . 中央館職員と(仮)生涯学習推進マネージャーによる調整会議を設置し、中央館と地区館の連携による効率的・効果的な運営を図る。また、公民館の事業予算の配分についても調整会議が主体となって運営と予算の連動したシステムとする。
- 8 . 中央館や各地区館も含めた公民館全体の運営の方針や具体的な事業等については、岸和田市生涯学習推進本部の機能強化を行い、ここで協議・決定し、岸和田市における市民主体の生涯学習を推進する。

4 - 4 . 実現に向けて

各提案の実現に際しては、様々な課題が想定されます。例えば、

公民館のない地区等の対応

拠点館から地区館への変更

地域によって異なる施設や意識

職員・組織体制や人事制度など市役所全体に関わること、など。

これらに対する対応策についても、

小学校やその他の施設を活用する。

センター職員の公民館兼務を解き(人員を減らし)(仮)生涯学習推進マネージャーを配置する。

各地区の事情に応じた組織や運営の取り組みを行う。

地区館館長の任期切れに際して順次、公募制に移行する。

まずはできるところからやってみる～行動(アクション)～が大事であると考えます

§ 5 . 図書館について

図書館は市民の生涯学習の主要舞台であり続けます。また地域の情報センターとして、あるいは活字離れが加速する中、子どもたちの読書教育の推進拠点として、その重要性はますます増大する一方です。市民に親しまれ、市民の声が反映され、活発に利用されていくことが大切です。

そのために専門職などの活用も含めたソフト面(運営面)の充実が肝要であり、図書館問題を一部利用者だけの問題に終わらせず、全市民が共有する課題に発展させていくことが大切です。

私たちは図書館の現状を学習し、その課題を議論し、あるべき姿を提言します。

5 - 1 . 図書館の現状

まずは、図書館の現状を把握するために、図書館や図書館関連市民団体へのヒアリング、他図書館へのフィールドワーク(春木分館・熊取町・八尾市)等を行ない、それらを通じて以下の現状を認識しました。

総合計画において、地区ごとの6館(室)整備の構想がある。現在はうち4館が整備済み。

ただし、それらハードをどう活かすか、またソフト面を含めたいわゆる「未来予想図」が無い。

司書が少ない。

	岸和田市	熊取町	八尾市
人口	202,043人	43,413人	274,409人
司書数	12人(人口16,836人に1人)	9人(人口4,824人に1人)	40人(人口6,860人に1人)

図書館と学校図書室とのネットワークが希薄である。(熊取町では互いに積極的に意見交換等が行なわれている。)

図書館予算が少ない。(一般的な基準として、一般会計の1%が図書館資料費とするのが望ましいとされていますが岸和田市では0.06%)

現在の本館のハード・ソフトの運用等は、市民ニーズを十分に満たしている状態ではない。

5 - 2 . 図書館に関する課題

1 . 将来を展望したビジョンの欠落について

現在、岸和田市では図書館についてのビジョンが市民に明確に示されていません。本館と各分館との役割分担の明確化など、どういう図書館にしていくのか、方向性やネットワークの方法、効果など、明確なビジョン・ポリシーをはっきりと示す必要があります。

2 . 職員配置について

図書館運営に司書は必要不可欠であり、専門職である司書が活用されていない図書館運営はハードの問題以上に大きな問題です。岸和田市の場合、計画的な司書採用が行われておらず、また一般行政職員が司書資格をとったのち、再度、他の部署に配転されるなど、効率的な職員配置ができていない状況です。また、せっかく配置された司書も人数不足のため大変忙しく、日々のカウンターサービスに追われ、その専門能力を発揮する余裕がない状況です。

3 . 人、モノのネットワークの必要性について

限られた資産(施設・蔵書)と予算のより一層の有効活用が必要不可欠と考えられます。

総合的な地域生涯学習の観点から、分館や地区公民館、学校図書館、家庭・地域文庫などとの、行政組織の枠に囚われない広範な連携・ネットワークが必要です。また、施設と同様に様々な人々との連携・協力が必要であると考えます。

4 . 施設とその機能について。

多様化し拡大化する市民ニーズに対応するには、本館は老朽化のため限界にあります(昭和50年建設)。バリアフリー化、視聴覚コーナーや行政資料コーナーなどの機能充実面に課題があります。また生活時間の多様化する現代、開館曜日や時間など運営面も再検討すべきです。

5 - 3 . 具体的な提言

上記に見られるように、今図書館には課題が山積しています。しかし当市の財政が逼迫している現状の中で、新図書館建設や予算増、職員増を提起しても実現は非常に困難であると考えます。

まずは、市民が図書館問題に関心を抱き、課題を共有してこそ、市民に開かれた、市民のための図書館への方途が、その財源問題も含めて、切り拓かれると考えます。そのために、広く市民の間で課題と構想を共有し合い、多様な角度で検討し合うために、下記のことを提言します。

1 . 図書館協議会の設置と図書館構想(図書館ビジョン)の策定

広く市民の声が反映される環境づくりと、その環境下における将来を展望した図書館構想(図書館ビジョン)を策定するために、図書館協議会の設置を提言します。

協議会は形骸化しないよう、図書館機能を担う専門家はもとより、図書館を利用し、主体的に活動に参加する市民、また公募による市民などで構成されるべきであると考えます。

2 . 専門職の活用

図書館職員には専門性が求められます。司書資格をもった専門職員を他部署へ配転し、一般行政職

員を図書館に勤務させるのは、効率的とはいえません。専門職である司書が活用されていない図書館運営は市民にとっては非常に迷惑です。

利用市民に対して的確な情報収集・情報提供サービスができなければなりません。司書にはカウンターサービス以外にレファレンスサービス、ストーリーテリング、対面朗読などの講習やボランティアの育成、読書促進の企画など、その専門能力をより発揮しうる、本来の仕事させるべきです。

しかし財政逼迫のおり、司書の増員は望めない現実もあります。そこでカウンター業務・書庫整理などを行なうボランティア（できれば有償）を組織することを提案します。市内に眠っている図書館活動にとって有用な人材、司書の有資格者や文庫経験者などを広く活用します。図書館業務自体をNPOに委託するなどすることにより市民主体の図書館運営、市民サービスの向上が期待されます。

市民がより親しめるための岸和田版の柔軟で新しい形を考えるべきです。

3. 他の施設・組織とのネットワークの構築

図書館本館の施設更新の必要性は認識できますが、新図書館建設に際してもそもそも本館と分館・分室のそれぞれの役割と機能分担、それに基づく運営方法などを明確にする必要があります。

また、単に図書館だけでなく、地区公民館の図書室・学校図書室・自然資料館・女性センターや家庭・地域文庫などの施設・蔵書の活用なども含め、図書館本館・分館・分室とそれらとの連携・ネットワークに基づく効率的効果的な施設運営を再検討し、現在ある資産の効率的効果的な活用に向け抜本的な改善を図ることが必要です。また、単に施設間だけのネットワークだけでなく、学校図書室への司書の派遣といった人的交流のあるネットワークの構築が必要です。

4. 図書館（本館）機能の再検討

多様化・拡大化する市民のニーズに対応していくには、現在の本館機能では限界にきています。

市財政が逼迫の状態にある今、新図書館の建設は困難です。それゆえに現在ある限られた中で、図書館の機能を再検討すべきです。例えば次の通りです。

館内スペースの見直しによって、子どものスペースや視聴覚室等の空間を形成する。

館内のバリアフリー化を行なうことによる、高齢者・障害者等への配慮。（エレベーターの設置等）行政資料等の展示、販売等によって、行政情報の提供の利便性の増大を図る。

図書関連費用の見直し（資料費・講師料等）による図書館の機能としてのより良い効果の期待。

開館時間、閉館時間の見直しによって、多様化する市民への、時間的サービスの合致が図られる。

§ 6. 地域と学校について

今、学校教育、特に義務教育現場は苦悩し、混迷しています。学校は今、社会の風潮や学校内部の問題、地域社会や保護者の変化など、諸々の要因が複雑に絡み合って危機的状況にあると言っても過言ではありません。私たちが岸和田の「教育と文化のまちづくり」を考えると、学校教育、特に義務教育の現状や課題について議論することは避けて通れない問題です。

教育と文化の部会では、限られた時間の中、岸和田市における現状と課題を認識し、このような状況に対処するため、特に市民として身近な問題である「地域が学校に何ができるか」をテーマに検討を進めました。

6-1. 学校の現状

部会では、岸和田市の学校の現状と課題について検討するため、市内の全中学校へ「学校は地域に何を期待するか」をテーマとするアンケートを行い、全中学校を訪問し、校長からのヒアリング調査を行いました。あわせて、現職校長だけではなく、校長経験者からも意見報告をいただきました。

その中で、個々の子どもたちの生活習慣・学力・体力の問題や、学校が抱える「いじめ」・不登校・暴力・いわゆる「学級崩壊」や発達上の課題を持つ子どもたちへの対応の難しさ等、子どもたちの変化や学校教育についての困難な状況は、岸和田も決して例外ではないことが確認されました。

6-2. 地域と学校の連携の必要性

前出のアンケート・ヒアリング、意見報告の中では、地域と学校、家庭と学校の連携の問題も多く出され、具体的なお話を聞く中でその重要性が部会としても十分認識できました。

岸和田市でも、親の責務、家庭での躰や教育をなおざりにし、学校・教師に押し付ける保護者、地域社会から孤立している学校、面倒を避けるため地域社会との接触を避けたがる学校関係者、教育現場で奮闘している責任感溢れる教師がバーンアウトしていく状況等が現実に展開されています。

また、揺らいでいる学校を取り巻く現状を横目に、学校、保護者、地域社会（市民）、行政が、お互いに責任の押し付けあいを繰り返しているだけという実態もあります。これでは、府教育委員会が義務教育活性化のため目標に掲げる、「地域に根ざした学校づくりを通して、日本社会の形成者としての子どもの確かな学力の定着、体力の向上、人間的成長」や、文部科学省の言う「学校、家庭、地域の協働」もむなしの標語に終わってしまいかねません。

一方、現実として一市民が子どもたちや学校教育の問題に関わることの難しさも、委員の中から多く出されました。

6 - 3 . 「地域教育協議会（すこやかネット）」に関して

部会では、地域と学校の連携の必要性を踏まえ、具体的な方策として出されている「地域教育協議会（すこやかネット）」に関しての検証を行いました。

岸和田市教育委員会の担当者からは、この事業導入の経緯や目的、協議会そのものの役割や具体的な活動の例、岸和田での展開の様子などの報告を受けました。また、この協議会で実際に地域のコーディネーターをされている方から現状に関して報告を受け、委員が分担し各中学校長へのヒアリングも行いました。（調査時点で協議会の会長は、1校区を除き、各中学校長がされていました）

結果、この事業そのものは府が導入したものであり、岸和田の実態を考慮し市民と十分協議の上で導入したのではないことが明らかになり、補助金も5年で打ち切られること等がわかりました。また、中学校区単位で活動するため小学校によっては2つの協議会にまたがって組織されている例があること、市の市民協議会との関係が整理できていないこと、「職場体験」等の学校行事やPTA活動への協力など学校主導の活動になりがちである等の問題点も明らかになりました。

一方で、問題点を抱えつつも市民の方々が自ら参加し、各地域とも様々な活動を展開している実態も明らかになりました。

6 - 4 . 地域と学校の連携をすすめる上での課題

部会では各調査と議論を受けて、学校と地域の共同の問題に絞って、以下のような課題を明らかにしました。

市民自治の観点からのコミュニティづくり

社会の変化の中で、共同体としての家庭や地域コミュニティが崩壊している現状があります。教育上の困難もそこに起因することが少なくありません。しかし、逆に家庭・地域に対し、それぞれの役割やコミュニティづくりの必要性を説き、責任を押し付けるだけでは問題の解決にならないこともその実態を見れば明らかです。

今求められるのは、根底にある家庭・地域・学校そのものの再構築と、コミュニティづくりそのものです。行政サイドでも、市民自治を基本としながら、一つの部署にとらわれないもっと幅広い視点での総合的な取り組みが必要です。

「地域に根ざした学校」づくり

現在では、社会の変化の中で、学校そのものの位置と役割が根底の部分で大きく変わってきています。その結果、学校教育そのものが保護者からは近くても、地域や市民からは遠い存在になってはいないでしょうか。昨今、行政側からは「特色ある学校」「地域に開かれた学校」とよく言われますが、本来は「親や地域の願いを受けとめる学校」「地域に根付いた学校」づくりを進める必要があると考えます。

地域には、直面する子どもと教育に関する諸問題を住民レベルで交流し議論し対応する組織が必要

です。また、その組織は、その地域のなかでの学校のありよう、教育のありようも含め、自由闊達に議論し活動できる組織にすべきです。

6 - 5 . 地域が学校に何ができるか

「岸和田型地域教育システム」の構築

地域教育協議会については、教育委員会だけにとどまらず他の行政施策との整合性を持たせ、総合的な取り組みの中に位置付ける必要があります。

岸和田市の場合、これまでの市民活動や社会教育活動等の取り組みを踏まえ、市民協議会等の教育関係以外の地域団体、公民館等との連携も考慮する必要があります。住民自治、地域教育の観点からも同制度自体の抜本的な見直しも含めて検討すべきで、それぞれの地域事情に則した「岸和田型地域教育システム」の構築が必要です。

地域と学校の「共働」を

「学校は地域コミュニティの核」であり、また、その学校から地域を担う人材が育つのです。

私たち市民は、まずは現在の学校教育の現場を十分に理解・認識することが必要です。その上で、家庭、地域、学校と行政それぞれが「教育委員会が、学校がどうすべきである。」「行政がどうすべきである。」「家庭が、地域がどうすべきである。」と互いに責任を転嫁するのではなく、学校と地域、地域教育のあり方について共通の認識・目標を持って、それぞれの役割、立場に立って「何かをやる」「一緒にやろう」といった身近な取り組みを拡大し、推進する必要があると考えます。

家庭・地域と学校は、協力して働く「協働」から、それぞれの役割と立場を尊重し共に働く関係、「共働」へと発展させることが求められています。

§ 7 . まとめ

5つのテーマの報告は具体的提言となっているもの、問題提起に終わっているもの等課題によって様々な形態となりましたが、私たち部会の思いは、より多くの市民の方々にわがまち岸和田の教育と文化について一緒に考え、そして共に行動しましょうという投げかけであり、行政を含めた協働の基盤づくりのきっかけとしたいということであります。

その一方、各テーマの検討過程では全てのテーマに共通する根幹的な課題もみえてきました。

第1には“**縦割り組織の限界**”です。各々のテーマについて調査するたびに、また、詳細が明らかになればなるほど行政の縦割りや、それと対応した市民側の縦割りの問題が顕在化しました。公民協働のまえに公と公、民と民の協働の必要性もあるといえます。

第2には“**目標が明確に示されていない**”という点でした。これまでの国主導から地方分権時代を迎え、地方政治にも創造力が要求されています。このためには市民も共に考えて新しいまちづくりを創造していかなければなりません。市民と行政の自治能力が問われる時代です。公民協働のまちづくりには目標の共有が不可欠といえます。

第3には“**キーワードとして「地域」**”“**地域とのつながり**”が今後のまちづくりの基本課題であるということです。今後、諸テーマへの取り組みは「地域」を共通項として課題相互の関係を見極め、効率的に進めていかなければならないと考えます。

人に人格があるように都市にも都市の「格」があります。教育・文化について考えるとき、ハードウェア、ソフトウェア更にその上位にヒューマンウェア（まちづくりの基本理念、基本姿勢）が必要です。このヒューマンウェアを創るのが地域の文化性であると考えます。

教育・文化の課題はさしせまった危機として捉えられないかもしれませんが、ボディブローのように効いてくる重要かつ致命傷となる先送りに出来ない問題です。

行政としても市民としても互いに協働して、まず“**できることから始める**”姿勢が重要であると考えます。

健康と福祉のまちづくり部会

1. はじめに

- みんなで生きる地域社会を目指して -

よく、土曜・日曜の駅にリュックを背負い、ウォーキングシューズを履いた熟年グループの姿をお見かけします。我が家の裏のグラウンドには、定刻になると現れる散歩グループの方々がいらっしやいます。どちらも見ていてほほえましいほど、楽しそうに見えます。

厳しい社会情勢と説明しがたい不安の中で、「人生80年」の時代を迎え、健康に対するおのこの思い、関心は確実に高まってきていると思います。一方、子どもたちが個々の個性、特色を生かした発育が保障され、すくすくと育つことは親の願いであり、一人ひとりの市民の願いでもあります。誰もが望むこと - それは、いつまでも住み慣れた地域で、家族や友人とともに自分らしくいきいきと暮らしたいということに尽きると思います。

この望みをかなえるために私たち市民は、何をすべきなのか、何ができるのか。行政や医療機関、施設、事業所とどう関わりをもっていけばいいのか。地域では、地区市民協議会、民生・児童委員、学校、社会福祉協議会、地区福祉委員会、小地域ネットワーク活動、各団体活動、NPO活動、個人ボランティア活動・・・たくさんの人たちがこういった問題に取り組んでいます。

これら、全ての人の連携により、今、困っていることをどう変えていけるのか。みんなの願い、望みをかなえるには・・・現状の把握、課題の検証、問題意識の共有、そして連携の中でまちづくりに踏み出すことが問われているのではないのでしょうか。子どもたちや高齢者に輝かしい未来を示すことのできない「まち」には希望に満ちた共生社会の実現は難しいと思います。そんな思いで、まちづくり・ざいせい岸和田委員会「健康と福祉のまちづくり部会」では、活動提案をまとめました。

提案は大きく高齢者に関する内容（2 めざせPPP）と、児童に関する内容（3 子どもたちを取り巻く環境～今私たちにできること）から構成されていますが、概要版だけではなぜこういった提言・提案が出てきたのかおわかりになりづらい部分もあるかと思います。是非、本編全文もご一読ください。

私たちは、この提案内容が、市民、行政、関係機関のみなさんの議論のきっかけづくりになれば幸いだと思っています。また、同時に自分の身近なところからささやかな活動を実践し、仲間の輪を広げていくことが大切だと思っています。

この思いが私たちの活動の原点にあることをはじめに伝えておきたいと思っています。

2. めざせピンピン (p p p)

2 - 1 岸和田の高齢者の現状

岸和田市における高齢者の現状について確認し、調査研究するテーマを決めました。

現状1：岸和田市は確実に高齢化が進んでいる

	総人口	65歳以上人口	高齢化率
平成元年	188,435人	18,733人	9.94%
平成15年	204,152人	34,252人	16.78%

現状2：独居ないし、老夫婦世帯が増加している

	高齢1人世帯	高齢夫婦2人世帯	高齢その他
平成元年	2,771世帯	1,408世帯	8,999世帯
平成15年	6,981世帯	5,172世帯	11,039世帯

現状3：要介護高齢者の絶対数も確実に増加している

	65歳以上人口	要介護高齢者	出現率
平成13年	31,576人	3,782人	11.97%
平成14年	32,929人	4,549人	13.81%
平成15年	34,252人	5,329人	15.56%

現状4：行政はさまざまな計画を持ち、施策を実施している

現状5：財政状況の悪化により、新たな市民ニーズへの対応は困難な状況

市は、総合計画の方向性、目標のもと、地域福祉計画、老人保健福祉計画、介護保険事業計画（第2期介護保険計画）、母子保健計画、児童計画（きしわだっ子プラン）、障害者計画、保健計画（ウエルエージング）などといった各分野別の行政計画も策定し、様々な施策を展開していますが、財政状況の悪化により、施策の見直しが行われている。

研究テーマ1：要支援からPPK（ピンピンコロリ）へ、（介護保険事業の調査研究）
 研究テーマ2：PPKからPPP（ピンピンピン）へ（市民の健康づくりについて）
 研究テーマ3：PPP＝みんなが地域でいきいきと（地域での共生に向けて）

上記3テーマについて、行政からの資料提供、説明などを受け、また介護保険事業所の訪問やアンケート調査、関係者との懇談会なども実施し、部会で議論して次ページ以降のような提言・提案をまとめました。

2 - 2 支援の必要な人のために（介護保険事業について）

利用者・家族に対する提案・提言

提案1 一人ひとりが介護保険制度、事業所、サービスへの理解を深めよう。

介護保険については、「元気なうちは関係ない」と考える人が多いと思います。しかし、今は関係なくても、また、自分でなくても、家族や知り合いがいつ利用することになるかわかりません。その時のために元気なうちから制度を支える仕組みやサービスの種類、事業所に関する理解を深めておく必要があります。介護保険はサービス利用に関する「契約」です。制度や事業所に関する理解をしておくことは、スムーズな利用の前提となるものと考えられます。市では出前講座という形で担当課が希望に応じて事業の説明をしてくれます。また、私たちの訪問時もそうでしたが、事業所も丁寧に対応をしていただけることは期待できます。

提案2 介護保険サービス利用の前に十分な話し合いと納得を。

介護保険サービスは、利用の前に利用者と家族で十分な話し合いをする必要があります。特に施設入所の場合、利用者の思いと家族の思いがずれていると満足行く施設の利用はできません。十分な話し合いと納得を。

提案3 介護保険サービスを利用しても事業所まかせにしない。

事業所は利用者に関する全ての問題を解決する力はありません。利用者の精神的な問題や、個人的な問題にまで責任を持って対応することは不可能です。また、そういう責任を負うべき存在ではありません。ですから特に入所施設の場合、家族はこまめに施設を訪問し、利用者本人、事業所との意思疎通を十分に図る必要があります。事業所のサービスを利用する部分と自分たちで解決すべきことをきちんとわきまえ、お互いに信頼関係を持ってサービスを利用することが大切だと考えます。

提案4 介護保険料はみんなのお金、大切に・・・・・・・・

介護保険は自立支援のための制度です。自立のために必要なサービスを利用すればいいわけで、認定に応じて定められたサービスの上限までを全て利用しなければ損をするというものではありません。必要以上にサービスを利用することは、かえって自分の自立を妨げてしまいます。ケアプラン作成にあたって、利用者はケアマネジャーと自立した生活のためにはどのようなサービスをどれくらい受けるべきなのかということについて十分話し合いましょう。

ケアマネジャー・介護保険事業所に対する提案・提言

提案5 ケアマネジャーの独立と中立性確保（ケアマネセンターの創設）。

ケアマネジャーは介護保険制度のいわばキーパーソンです。しかし、事業所から独立して生計が維持できる社会的地位を得ているとはいいいがたい現状にあるようです。事業所と雇用関係があることにメリットがある場合もあるようですが、ケアプラン作成業務に関しては事業所の関与が排除されるべきだと考えます。その話し合いの場として、ケアマネ連絡会議を発展させた常設のケアマネセンター（仮称）の創設も検討されるべきだと考えます。

提案6 ケアプラン作成にあたって地域資源の活用を。

ケアマネジャーは事業所に所属する場合が多数であり、一方、在宅介護の場合には本人を支える地域の活動（小地域ネットワークなどのボランティア活動）が介護サービスの必要度に大きく関係す

るものと考えられます。ケアマネジャーも地域で姿の見える存在であってほしいという願いもこめて、地域とのつながり、連携を持ったケアプランの作成をお願いしたいと考えます。

提案 7 地域に開かれた介護保険施設・事業所に。

事業所も岸和田市という地域を支える一員として地域に開かれることをめざしてほしいと思います。すでに一部では市内中学校からの体験学習を受け入れている事業所もありますが、普段から地域への広報にも努め、地域の住民と関わりを持ち、地域の精神的支えや共有財産だと思えるようなつながりを構築する努力をお願いしたいと考えます。

提案 8 介護保険事業所の障害者の受け入れに対する一層の努力を。

我々の実施した介護保険事業所アンケートでは、事業所によってですが、障害を持つ利用者などの介護サービス利用はかなり厳しい現実にあるように感じられました。障害者のサービス利用に関しては、現実の厳しさを乗り越えて、全ての障害者の受け入れに向けて一層の努力をお願いしたいと考えます。

行政に対する提案・提言

提案 9 介護保険サービスの需給の不一致の解消を。

介護保険制度は必要に応じて、事業所を自由に選択できることが大きな利点であったはずですが、ショートステイや特別養護老人ホームへの入所は利用希望と受け入れのバランスが崩れています。ケアマネジャーや事業所関係者からも必要に応じた利用が困難であるとの声も聞かれました。原因解消に向けて、関係者で協議と対策をお願いしたいと考えます。

提案 10 介護相談員制度の充実を。

平成 15 年 2 月現在、岸和田市では男性 7 名、女性 6 名の介護相談員（以後、増員されています）がおられ、平成 14 年度から入所施設で生活する利用者の声を聞き、利用者との橋渡しに努めていただいています。メンバーは全て民生委員兼任でなおかつ入所施設のみに対応（これも一部在宅事業所の訪問が始まっています）ですが、公募ボランティアを含む人員増強により施設だけでなく介護サービス全般の相談、利用者の目線によるサービスの実態と問題点の把握など、様々な役割を担っていただければと考えます。

提案 11 きちんとした事業所選択のための PR と支援を。

介護保険については行政も通常のサービス利用契約とは性格の異なるものであることから、利用者が事業所を選択するにあたってより満足のいく選択ができるために、事業者に関する正確な情報の提供に努めていただきたいと考えます。また、情報があっても適切な判断が困難である利用希望者等のために、適切な支援をすることは行政の責任だと考えます。

提案 12 経済的弱者への配慮を。

介護保険制度は、利用の都度、利用料を支払う必要があるため、経済的理由で要介護状態でありながら必要な介護サービスの利用を控えている人々が存在すると思われます。そういったケースは保険という制度では限界があり、従来の福祉的な視点でもって何らかの対応を行政の責任において講じるべきだと考えます。また、経済的問題だけでなく、介護サービスの現場に持ち込まれる虐待や財産管理などといった生活問題の相談は、解決に向けて専門家を案内するなど行政も関わって関係者が連携することが必要だと考えます。

提案 13 介護保険事業の実施に関する適正なチェックを。

介護保険制度は、契約制度であるがゆえに書類上のチェックは実施されていても、現場のチェックがあるそかにはなっていないかという懸念があります。市には介護保険事業所に関する権限が十分あるとはいえない状況にあります。十分な情報公開と第三者評価の導入などを実現すべきではないかと考えます。

関係者の相互理解のために

提案 14 介護保険制度に関係する者が集える場の設定を。

私たちが事業所、ケアマネ、介護相談員、行政といった様々な関係者と話し合いを重ねる中で気づいたことは、関係者はみな、利用者のためを思ってそれぞれ活動しているということです。であるにも関わらず現実にはいろいろな矛盾や問題が起こっています。これを解消するためには、関係者の情報と認識の共有が必要だと考えます。その先に相互理解と課題の解決が見えてくるのではないかと考えます。

提案 15 人的ネットワークの構築。

介護保険制度は、利用者と事業所の問題として捉えられがちですが、利用者も事業所も地域の一員であり、地域との関係抜きに利用者の自立支援は考えづらいのではないかと考えられます。提案 7、提案 14 と重複しますが、様々な地域活動、まちかどデイサービスなどの介護保険以外の活動、更には N P O、ボランティア活動、行政、保健、福祉、医療など地域資源を活かした総合的な連携による「地域力」の発揮が必要だと考えます。

2 - 3 支援を必要としないために

提案 16 市民一人ひとりの健康づくりへの自覚。

普段、便利で快適な生活に慣れ、日々忙しく暮らしていると、意識的に健康づくりをするという部分は忘れられがちです。しかし健康は他人につくってもらうものではありません。一人ひとりが普段の生活の中で気をつけるかどうかで、長い年月がたって大きな差が出てくるものです。やはりまずは市民一人ひとりの自覚が重要であるということを訴えておきたいと思えます。

提案 17 興味・関心のある人のつながりづくり。

健康でありたいと思っても、一人で継続して健康づくりに取り組むことはなかなか難しいことだと思います。本来個人の問題である個人の健康づくりに関して、市が保健計画を策定したというのも、行政がきっかけをつくっていかないと健康づくりが難しい時代だからなのかも知れません。そういう状況の中で、健康づくりに関心のある人々が楽しみながらできるメニューを行政が提供し、これを仲立ちにして人と人がつながっていくことが健康づくりの輪を広げていくことになるものと考えます。

提案 18 健康づくりの成果の検証と市民への P R。

すでに様々な健康づくりに関する取り組みは行われていますが、次の段階として、そういった取り組みがどの程度効果的であったのかという検証が必要になるものと考えます。しかし、これには専門的な技術や継続性が必要になりますので、この部分は行政の責務として、きちんとしたデータサンプリングと専門機関への分析依頼や健康づくりの取り組みに参加する人からのアンケート調査の実施を提案します。それらの結果を行政はきちんと情報提供し、健康づくりの新たなメニューづくりや市民への P R に利用すべきだと考えます。

提案 19 さらなる広がりのための市民の努力。

楽しみながら、健康づくりができ、その結果を行政が検証し、さらによりよいメニューの開発を行う。そういったサイクルの中で、行政の用意するメニューに参加できる市民の数には物理的限界があります。既に実績のある市民自身の取り組みの成果や人のつながりを市民自身が広げていく努力が大切だと考えます。

2 - 4 支援を越えた生きがいづくり**提案 20 地域の人材発掘と参加のきっかけづくり。**

冒頭、指摘したとおり、今後は単身、夫婦の高齢者世帯がますます増えてきます。一口に高齢者といってみても、その長い人生経験の中でそれぞれにいろいろな特技や知識をお持ちの方、身体的にもまだまだお元気な方もたくさんいらっしゃると思います。特に男性の場合には、会社人間として地域と無縁なまま現役をリタイアされた方々が、数多くおられ、そういった方々にも地域の一員として様々な活動に参加いただけるよう人材発掘と参加のきっかけづくりが大切です。

提案 21 地域コーディネーター（コミュニティワーカー）の育成・配置。

地域によって地域の持てる力には格差もあります。一人ひとりの思いも、時に困難にぶつかることがあります。その困難は少し専門的な知識をもった方なら簡単に解決できるような場合もあるでしょう。しかし人と人をつなげる機能が欠落しているとその思いも実を結ばないわけです。どうすれば問題や困難をうまく解決できるのか、私たちは地域の人材と情報を蓄積し、それらをうまくつなぎあわせることを役割とする「地域のコーディネーター」の育成・配置が必要だと考えます。地域にそういった人材を育成・配置すること、人のネットワークをうまくつくりあげておくことが、あらゆる問題解決の糸口につながるものと考えます。

提案 22 地域資源の連携による参加機会の創出。

人の興味や関心は多様です。地域活動により多くの参加を呼びかけようとするとき、そのきっかけをどういうものとするかには工夫が必要と考えます。常盤地区の活動やまちかどデイハウスでもすでに地域の学校とつながりをもって様々な取り組みが行われていますが、このように地域を単位として多様な主体と連携を持つことにより、多くの人々が参加したいと思えるメニューづくりが可能になっていくものと考えます。行政と地域、双方にコーディネーター役を担う人材を育成し、その人々を軸にあれこれと考えていけばどうでしょうか。

3. 子どもたちを取り巻く環境～今、私たちにできること

3-1 具体的提案に向けての基本的考え方

ハンディキャップをもつ子どもの出生率は3%とされています。ハンディキャップを持つ子どもたちの発達の保障は、親や家族のみの力では到底どうすることもできません。その数が少数であっても、公がきちんと関与し、責任を果たさなければならない分野であると考えます。

健常児もハンディキャップを持つ子も、すべての子どもに対して社会が子育てを支援する必要があるのは言うまでもありません。その際、公の果たすべき役割は大きく、しかも大事なことは、「子どもの発達を保障する施策」の多くは市場に委ねる（民間営利の対象・領域とする）ことではないと私たちは考えます。行政が直接に実施はしなくても社会福祉法人やNPO、その他の主体によりサービスの提供は可能でしょうし、その場合、相応の支援による公的な責任を果たしていってもらわなければならないと考えます。

また、財政難の折ということだけではなく、限られた財源の中で、普段から税と負担の適正なバランスを考えておくべきでしょう。

また、親が親としての力を発揮し「プロの親」となり得るような「共育ち」の環境づくりと支援が低年齢児の段階から必要ではないでしょうか。そのためにも、保育所や幼稚園、保健センター、公民館、学校といった施設やそれぞれの専門家が連携していくことが必要だと考えます。

福祉施設だからとか教育施設であるからといった縦割りの発想ではなく、既存の地域の資源（施設や人）の連携や有効な活用に努めていくべきではないでしょうか。

そこで、私たちはウェルフェア（福祉）とエデュケーション（教育）を統合した概念「**ウェル・エデュケーション**」の発想をもって「岸和田の子育て支援」を展開することを基本的な考え方として提案いたします。

3-2 子育て支援に関する提言・提案

提案1 施設の有効活用を図りましょう。

- 1) 乳・幼児期の保育所（園）や学童保育等で、園庭が狭かったりした時には、公園など**近辺の公共施設の有効利用**によって、多様なプログラムの展開が可能となります。
- 2) 待機児童の解消と多様な保育ニーズへの対応を考える時に一時保育、休日保育、夜間保育等の**特別保育対応ができるステーション的な保育所の開設**を既存の保育所で考えられないでしょうか。保育所の待機児童の解消に向けて、**幼稚園の有効利用ないし開設時間の延長**を積極的に考えてみてはいかがでしょうか。
- 3) とりわけ学童期の留守家庭児童のために学校の大規模改修、**建て替えの時にはチビッコホームが開設できるよう配慮した設備の整った部屋の確保**が必要です。一方、放課後の児童の安全対策は、学校にとっても重要な問題です。教育委員会が放課後の児童対策について検討する際にも、**チビッコホームが排除されることのないよう、十分に配慮**して進めることが大事ではないでしょうか。子ども、保護者、指導員が一体となってチビッコホームを充実できるように、**クラス懇談会の開催**などが必要です。**チビッコホームの運営**で、保護者ができること（大掃除、簡単な修理、遊び道具の提供など）で、**親が積極的に関わります**よう。**自主的な活動に対して**（直営で開設が不可能であれば）、公の関与として委託事業、**支援事業の創設が必要**です。チビッコホームの未設置校、入会児童が極端に少ないチビッコホームについて

も、直営方式を継続すべきかどうか検討が必要で、支援に当たっては、特に活動場所の提供、指導員の斡旋が必要だと思います。

児童数急増校などで施設の確保が困難な場合には、周辺の公共（公益）施設の有効活用も考えてみてはどうでしょうか。公設での拡充が無理ならば、自主活動に対する場所の斡旋、ボランティアの斡旋、資金援助などの支援策の検討を考えなければなりません。

提案2 人材の育成が大事です。

- 1) 専門家としての専門性を高めていくため、研修制度等の充実が求められています。とりわけ、**チビッコホーム指導員の研修の再開**が必要だと考えます。
- 2) 親の責務と成長に向けて

子育ては親の責務

保育所が、行事や懇談を通して保護者との交流を深めることで、**共に育ちあうことに向けての支援**の大きな可能性を秘めているのではないのでしょうか！

地域でのリーダーの育成とグループ活動の充実

在宅乳幼児に対する、子育て支援の充実が求められています。そのために地域で開催されている**家庭教育学級の再編や充実強化**を図る中で、リーダーの育成や活動の充実を進めていくことが必要です。

保育所・幼稚園・小学校の交流連携だけでなく、これからは公民館や地区市民協議会を含めた連携を視野に入れていくことが大切です。
- 3) 子育てボランティアの育成・援助に向けて

ボランティア連絡会に登録するボランティアは、子育て支援にかかわりたいという人が意外に少なく、組織的な活動も少ない中で、子育て支援をボランティア活動の柱の一つに位置付けた活動の強化が求められているのではないのでしょうか。そのために**子育て支援ボランティア講座の開設**や**小地域ネットワークでの「子育てサロン」の積極的な開催**も一つの方法ではないのでしょうか。

3 - 3 地域で取り組む子育て支援

提案3 出会いの場の創設を。

できるところから**新生児を祝う会（子どもと親の地域応援団）**を地域で開催してみたいかでしょうか。地域の市民協や老人クラブ、婦人会、家庭教育学級のメンバー、その他いろいろな団体が中心となって、そこに保育士や保健師そして公民館が応援する。「あなたがたが生まれてきたことを、地域の私たちは祝福し、親のみなさんの子育てを応援しますよ・・・」と、そんな催しを年一回開いてみてはどうでしょう。

提案4 交わりを大事に。

公立保育所を**地域の子育てセンター**にするために、園庭開放を軸にいろいろなメニューの充実を図っていくことが必要ではないのでしょうか

地域で**子育てを考える機会の確保**を、公民館がいろいろな地域の資源を活用し、プロデュースしてみたいかでしょうか。もしくは小地域ネットワークによる地域での「子育てサロン」の開催の方が有効で現実的であると考えられるなら、とりわけ乳幼児期を対象とした場合には**公民館も一緒になって小地域の活動に合流し連携していく**ことを考えてみてはどうでしょうか。

提案5 連携を積み重ねていくために。

連携を積み重ねていくためには、「人」や「もの」といった要素に加え、「仕組み」も必要になっ

てきます。そのために、**子育て支援ボランティアの育成、公民館が親（市民）と資源・人材との媒介の役割を果たす**といったこと、支援を求める人と支援してくれる人をしっかり結びつけたり、必要な制度を紹介（アドバイスできる）**地域コーディネーター（コミュニティワーカー）の配置**や**NPOの設立とネットワークの構築を支援**していくといったこと等が、考えられるのではないのでしょうか。

3 - 4 ハンディキャップをもつ子どもに関することについて

提案6 保護者への支援を考えましょう。

子どものハンディキャップについて、正しい現状認識に向けた学習機会の確保の提供がまず大切であり、そのためには**保健センター、保育所、公民館の連携強化**が必要です。ハンディキャップをもつ子どもの保護者同士の交流を深めることにより、不安や悩みの共有、解消の場の確保や地域の理解者づくりに努めていかなければなりません。

提案7 ハンディキャップをもつ子ども対策の充実。

保健センター「のびのび教室」の児童もパピースクールへの入所が可能となり、早期に充実した保育が受けられるように**パピースクールの定員拡大**が必要です。いながわ療育園、パピースクールの拡充や就学後の療育の充実に向け、総合的療育・訓練施設の設置が待たれますが、まず**市民の手で**、保護者、ハンディキャップを持つ人、ボランティア、保育士、理学療法士、建築家、行政職員による『（仮称）総合療育園「夢を絵」にするワークショップ市民の会』をつくってみてはいかがでしょうか。

提案8 学童期のハンディキャップをもつ子ども対策の確立。

1) 継続した療育・訓練が保障されるために

療育施設卒業後のリハビリ継続を求める保護者は多いが、現状では受け入れることが困難となっています。機能回復のためには、継続した訓練は不可欠で、**総合的な療育施設について検討**が必要ではないのでしょうか。

また、総合的療育施設が新設されるまでの間は、保健センターや総合体育館など**既存の施設を有効に活用してリハビリ活動を支援**することが求められています。ただし、ハンディキャップをもつ子どもを指導できる専門の理学療法士、訓練士の配置が必要であると思います。

2) サン・アビリティーズを利用した学童保育について

ハンディキャップをもつ子どもの夏季期間中の部屋の利用に当たっては、地域の団体やグループの利用の調整により、**学童保育のための十分なスペースの確保**が重要だと考えます。

3) 積極的な自校チビッコホームへの受け入れ

ハンディキャップをもつ子どもの保護者が、学童保育を必要とする度合いは、健常児に比べて高いと判断でき、市内の小学校に通うハンディキャップをもつ子どもについては、各校に設置された**チビッコホームに優先的に入会できるよう選考段階での配慮**が必要ではないのでしょうか。

4) 養護学校通学児童の学童保育制度の確立

ハンディキャップをもつ子どもについては送迎、必要設備について特別の対応と専門知識を有する指導員の確保が必要であることから市内に拠点施設を新たに確保するよりも、**養護学校における学童保育の設置**が有効だと考えます。

なお、運営費については、学童保育を必要とする児童の居住地の市町村並びに府が利用者数に応じてその費用を分担するなどの工夫が必要ではないのでしょうか。

4 . おわりに - たどりついた場所 -

私たちは、この委員会活動を通じて、いろいろな人と会い、いろいろな人と議論をし、いろいろな人の立場や事情を知りました。

こういった調査研究活動を通じて、普遍的に私たちが気づいた大切なことは、次のことです。

地域で支えあうこと・ともに生きること

ずっとずっと以前から、日々同じ空気を吸って、日々同じ水を飲み、同じ風景を眺め、私たちは地域で暮らしてきました。同じところに住まい、同じ生活を営むもの同士が助け合い、支えあって自分たちのことを自分たちで考え、行動することが今の時代だからこそ必要とされているのではないのでしょうか。

いろいろな制度に対して、いかにあるべきかということも、もちろん大切なことですが、自分たちが自分たちで支えあう仕組みづくりがもっと重要だと私たちは考えます。

そのために地域に力がなければ、行政の力を借りて、自分たちのことは自分たちでできる力を育てていく必要があると考えます。

時間的な制約のため、今回は残念ながら、障害者問題にはあまり立ち入って検討を行うことができませんでした。もし、この委員会活動にもっと時間があれば、平成15年4月に導入された支援費制度についても調査研究、提言・提案を行うつもりでした。しかし、もし支援費制度について調査研究を行っていても、制度の問題点や課題の発見、行政への提案はそれなりにできたと思いますが、つきつめた解決の方策は 取り組んだテーマと同じ場所にたどりついていたのでないかと思えます。

どんな問題の解決も、地域に住む全ての人が暮らしやすい地域づくりのためには、一人ひとりが隣の人を気にかけるということ以上に優れた方策はないということです。

たどりついた場所はあまりにもありきたりでしたが、それをひとつでも現実のものとしていくためには、途方もない努力が必要であることも事実だと思えます。

私たちは自分たちの提言・提案を自分たちの手で現実のものとしていきたいと考えています。



安全・快適な都市的魅力のあるまちづくり部会

はじめに - 地域に生きる力をつくり上げる試み - 3つの部会提言・提案

平成13年7月に岸和田委員会が発足し、その後本部会活動を開始しました。当初は「岸和田委員会」に対する参加の動機や設置の意味について、部会委員の間で大きな隔たりがあり、テーマ設定のために1年余りの時間を費やしました。その後3つのテーマに絞り調査研究を開始しました。まとめに代えて3テーマの提言・提案の特徴を作成順に紹介します。

3つの提言・提案の特徴

第1は、「コミュニティバス充実調査報告」です。ここでは岸和田市で現在運行されているローズバスの路線拡大とバリアフリーを動機に取り組みを始めました。その過程で高齢社会においてますます重要な課題である「移動」を中心に「公共交通の衰退と私的交通の肥大化」「公共交通の役割」「武蔵野市などのコミュニティバス先進事例」「泉州地域のコミュニティバス事例」などを検討しました。それらの調査研究を踏まえて、岸和田市のローズバスについての具体的路線拡大提案と地域で支えるコミュニティバスの充実課題、波及効果などを提案しました。本報告は平成14年11月17日中間まとめ報告会で発表しました。

第2は、「岸和田にも地場農林水産物の常設直売所を」の提言です。常設直売所を通じて「食の安全とその文化性」「地域農林水産業の健全な発展」、更に「地産地消」「スローフード運動」に象徴される環境保全を基本条件に設定した地域の物質循環、経済循環、文化継承を目指した地域の自立と豊かさの方向性を探りました。提案として、具体的な常設直売所の設置の主旨と目的、組織と運営、更に実施に向けた具体的方策にまで言及しました。常設直売所が持つ農林水産物の販売という一面的な見方ではなく、多面的な機能と効果を可能性として持っていることを示した試みでした。

第3は、「城周辺とまちづくりの推進に向けた基本構想」です。調査検討の議論を踏まえて、新しい観光施設の建設や一過性のイベント事業などではなく、既存のまちの資源（人とまちがつくり出す過去から現在までの総体を意味しています）とその潜在エネルギー、即ち、現在の街並みや施設を生かした日常的な生活空間としてのまちとその歴史を基礎にした「まちの再発見」「観光の再定義」「つくり上げていくまちの味わい」などによる魅力の享受と発信を基盤に、城周辺を起点として広くまちづくりを構想しました。

3年間にわたる本部会活動は市民と市政の今後のまちづくりと市民自治の発展に向けた貴重な経験であったと考えています。この「地域に生きる力をつくり上げる試み」といえる経験を検証し、今後生かしていく努力こそ私たち部会の最低限の要望です。しかし、それ以上の活用の努力を一方で期待してもいます。

最後に、調査に快く応じてくれた多くの方々、七夕ミーティングに参加されたの方々、他部会委員、市関係者の方々に感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

報告 1 コミュニティバス充実調査報告 (概要版)

はじめに

全国の自治体でコミュニティバスの運行が進んでいる。岸和田市をはじめ泉佐野市、泉南市、熊取町、岬町などで運行がなされている。この原因はマイカーを含む自動車利用による私的（企業利用含む）移動の増大により、公共交通機関の一つであるバス利用が減少して、バス路線が赤字に陥り、その負担に耐え切れないバス事業者が赤字路線を次々に廃止していることによる。廃止までの過程ではバス事業者の企業努力、国・自治体の支援が行われているが十分な成果が上がっていないのが現状である。

私たちは、岸和田市が運行しているローズバスの山手地域への路線拡大の動機から出発し、調査過程を通じて、市民から見えにくくなっている公共交通の困難な現状と市民・住民、自治体の役割を垣間見た。

本概要では、第1章に岸和田市の少子高齢化の推移、岸和田市の交通政策、ローズバスの現状、第2章に公共交通充実の必要性と課題及び波及効果を取り上げた。ただし、本概要は紙幅の関係上特徴的内容に留めた。是非報告書全編の全文をお読みいただきたい。

第1章 公共交通と岸和田市の現状

1. 少子高齢化による移動制約者の増大

岸和田市でも少子高齢化が急速に進んでいる。とりわけ高齢化の進行は顕著である。

一般的に、15歳未満の子供・児童層と65歳以上の高齢者、身体障害者は「交通貧困層」「交通弱者」「移動制約者」と呼ばれている（以下「移動制約者」と呼ぶ）。そこではじめに65歳以上の高齢者の推移を平成7年と12年で比較すると、65歳以上人口は5,919人増加し、人口に占める割合は15.5%、対前比率は24%の増加となっている。ちなみに同様の比較で人口増減は5,286人、2.7%とともに増加しているが、65歳以上人口の増加率が9倍に及び、その大きさが際立っていることがわかる。

校区別の特徴では、太田、天神山、八木、八木南、山直北、城東、常盤の7校区は住宅開発によって形成された住宅地が多く新しい町、若い町と思われていたが、この5年間で急速に高齢化が進んだことがわかる。全てが住宅開発によって新しくつくられた天神山校区が5年前と比較して38%増加しているのが象徴的である。

従来の高齢化校区から新しい町、若い町と思われていた校区にも急速に高齢化が進み、ここから現時点の高齢化と将来予測を考慮すると一層の高齢化が明らかで、今後「移動制約者」が増大することも必至である。従って、少子高齢化による成熟型社会を迎えた公共交通政策の必要性が明らかであると推測される。

2. 自動車利用と公共交通の衰退

自動車利用が増加し、鉄道・バスの利用が減少しつつある中で、交通事故、環境汚染、公共交通の衰退、国・自治体の財政負担などの社会的費用、「移動制約者」の私的負担などを増大させている現状がある。

3. 『第3次岸和田市総合計画』の公共交通政策

『第3次岸和田市総合計画』、第3編目標別計画「目標 安全で快適な都市的魅力のあるまち」の「6. 交通体系」(140ページ)に公共交通が位置付けられている。道路整備、駐車場・駐輪場の整備が中心となっている。

4．岸和田市の交通政策とローズバスの現状

(1) ローズバス運行状況について

約2年間のローズバス試行運転の輸送実績は、平成12年度では右回り乗車数19.1人、左回り乗車数17.0人の左右1台当たり乗車人員18.1人、平成13年度では右回り乗車数19.3人、左回り乗車数18.2人の左右1台当たり乗車人員18.8人、平成14年度では6月までの左右1台当たり乗車人数が18.9人となっている。結果、2年間の輸送実績から1便平均18.6人が乗車していることになる。

当初市は12人で予算をとった為、平均乗車人数18.6人は好評であると考えている。また、南町町会から要求があり、南町のバス停を新設するなど、市民からの期待も大きい。

(2) 市民アンケートから見る市民ニーズ

ローズバス利用者からのアンケート調査では、90.2%の利用者が、満足と答え、98.5%の利用者が運行に賛成している。また、ワンコインに対する感想は98.0%が安い、普通と答え、かなり好評と考えられる。

しかし、『岸和田市総合計画についての市民アンケート調査 - 第3次総合計画策定に向けて - 』で、「鉄道、バスの利便性」についての結果、「満足している」(かなり満足、まあ満足を加えて)と答えているのは、47.3%と半分にも満たない。地域別では岸和田中部(光明・常盤校区)、牛滝の谷(山直北・城東・山直南・山滝校区)で不満足の高率が高い。また、「住み続けたくない理由」のトップが「通勤・通学に不便」で32.3%となっている。このアンケートはローズバス以外のバスと電車も含んだ結果ではあるが、少なくとも地域別に見ると、バス利用について市民が不満と感じていることは充分考えられる。

ローズバスについてのアンケート調査は利用している市民のみを対象としているため、利用者以外の市民にアンケートを行う必要があると言える。

5．ローズバス路線拡大の实地走行から見たもの - 山手地区循環ルート案

現行岸和田市が補助を行っている福田線をコミュニティバスルートとし、職業能力開発大学校前から稲葉を経由させ、牛滝線とつなぐ。池尻まで下り久米田駅大阪側を下り、現行の左回りローズバス路線に接続する。起点を下松駅とし可能ならば2台で左右2ルート運行が望ましい。ただし、福田線は現在通勤、通学に利用されているので通勤、通学の時間帯午前8時以前、及び午後4時前後は直線ルートとする。

第2章 公共交通の必要性和充実課題及び波及効果

1．コミュニティバスの充実等による市民交通権の確保の必要性、波及効果

(1) 少子高齢化と障害者等の福祉政策

第1章で指摘したように高齢化の進行は急激で、交通量の増加は高齢者、子供、障害者に対して交通事故の危険を高めている。高齢化社会に入った福祉政策として移動制約者の安全で、快適な移動を保障する公共交通体系の整備が求められている。その場合、生活圏の広がりに応じて徒歩・自転車などの利用する交通手段を設定し、規制と促進を図るまちづくりを構想する必要がある。

(2) 移動空白地域の解消と既存バス路線の充実

バス路線の廃止、縮小は、現在の自動車、及びマイカー中心の交通利用状況では、今後ますます加速化し公共交通の空白地域が拡大していだろう。更に高齢化社会が深まればいつまでもマイカーによる移動で代替できる状況ではなくなってくる。移動制約者の増大は地域コミュニティの縮減

を招き活気の乏しい地域社会をもたらすことにつながっていく。市民・住民の移動を確保し公共交通の空白地域解消と既存バス路線を充実させていくことが地域の活性化をもたらす。

2. 市民・行政・事業者の協働による協議会の設置

全国的な先進自治体の事例で見られるように、市民・住民を単なる利用者から運行の共同者として位置付け、コミュニティバス運行を糸口として地域社会の経営、運営への参加システムを築いていくことが重要である。そのことが現在のバス問題、公共交通問題が抱えている赤字解消を含むコスト問題、交通規制を組み合わせた定時制の確保、利用率の改善、バス停の確保、環境改善などの解消につながっていく。更に、地域づくり、まちづくりの総合的な観点と政策決定の道筋が拓かれていく。岸和田市で早急に市民・住民、行政、事業者の協働を築く協議会を立ち上げることが求められる。



報告2 岸和田にも地場農林水産物の常設直売所を（概要版）

1 はじめに

岸和田市は気候温暖で、葛城山麓から大阪湾までの東西に長い市域であるため、自然豊かで山の幸、野の幸、海の幸に恵まれ、府内で1位の漁獲高を占める漁業と、みかん・水なすなどの特産物を持ち、農作物作付延面積・生産農業所得では府内第2位にある農林業を誇っている。またこのことが、豊かな自然環境を荒廃させず、まちの景観を美しくして住む者に快適さを提供している。この岸和田市に残された貴重な自然は、市民生活にとって必要不可欠のものと誰しも思うのではないだろうか。

とはいっても、担い手の不足や採算性の問題で、市内の随所に耕作されていない荒廃した農地が散見される現状もある。環境保全・景観保全・快適なまちづくりのためにもこの不耕作農地をよみがえらせることが大切なのである。

一方、私たちの食べ物を取り巻く状況は、輸入食品の増加、加工食品の氾濫、外食産業の増加、その上昨今は食べ物の安全についてかつてなく考えざるを得ないような偽装表示などの「事件」の続出で、市民の中には「どこの誰がつくったものかがわかっている安心な食べもの」を求める意向が高まっている。そのためにも、本市の農林漁業を市民の宝として発展させていくことは、まさに市民合意を得ることであると確信する。

そこで、岸和田市民の安全で豊かな食生活と快適なまちづくりをすすめるために、そして1次産業に従事する人々の生きがい、働きがいを支えるために、地場の新鮮・安全で良質な農林水産物を常時市民に提供できる体制を整えることが特に今重要であると考えます。

そのうえ地場産業の振興は、地域経済の発展にも寄与出来ると考える。

2 調査活動から気づいた教訓

私たちは、委員会活動を通じて岸和田の農林漁業の実態について学習し、近隣の先進常設直売所を見学したり資料で学習したりした。また関係者のご意見を聞き、岸和田市内の朝市・夕市の設置状況についても、部分的にはあるが見学し、聞き取るなどの調査活動を行ってきた。

いずれも、新鮮で生産者の顔の見える安心な食べ物を消費者にという意気込みで努力をされていることに感動した。そしてそれらを通して下記のような教訓を得た。

(1) 生産者・消費者双方の暮らしを支える常設の直売所が望まれる

岸和田市内にはすでに朝市・夕市や契約野菜即売会が随所に設置されてはいるが、開設頻度の高いもので週3回から低いものは年間3回であった。常設ではないので、生産者、消費者どちらにとっても生活を支えるものになりきれない弱さがあると思われた。

(2) 組織は生産者・消費者一体で

ほとんどの朝市・夕市の運営は生産者主導で、開設日の設営は生産者側が一方的に背負って苦労している様子であった。

生産し販売する人に対して、消費者はお客さまだけでは本当の意味での交流を深め理解し合えることにはならないと思われた。

(3) 目先の採算重視ではなく地産地消を貫く

また、調査した既存の直売所の中には、お客さんの要望や採算を重視して遠い他府県産や外国産物を置いて品揃えをしているところも見受けられた。

スーパーも規模が大きくなり採算を重視すると、全国レベルのグループで共同仕入れをするようになり、そうなる小回りがきかなくなり、安全面を追求はしているが遠い他府県に産地を育成し、

ひいては外国に産地を育成することになっていく話を聞いた。規模が大きくなれば必然的に地産地消を貫くことが困難になるのだろうか。

これらのことを踏まえて、今この岸和田市にとっての直売所はどのようなものがよいのかについて部会で討議し、以下にまとめた。

3 提言する常設直売所の概要について

設置の主旨と目的

- ・ 新鮮・安心、生産者の顔の見える食べ物を市民に提供し、生産者と消費者の交流、コミュニティの場に。地元産業を振興し、地域経済の循環を促す。
- ・ 地産地消は、地元の環境保全に貢献し、更に他府県・外国の環境も破壊しないことを実証する場に。
- ・ 身土不二。出来るだけ近くでとれたものが体によいことを実証する場に。（中国の故事に『人は四里四方のものを食べよ』とあり、ほぼ15km四方か）
- ・ まちづくりと一体ですすめる事が大切。きしわだ都市政策研究所の「スロータウン」というテーマに呼応して、スローフード運動（この地でしかとれない味・郷土料理を守る、その食材を提供する生産者を守る、子供も含めて消費者に正しい味の教育をする、放っておけばなくなりそうな味・品種を守るなど）をこの場から。
- ・ 兼業農家や、生きがい農園・家庭菜園従事者にとって、販売場所が確保出来て生産意欲が高揚し、生産が維持循環（再生産）出来ることにより市内に散在する不耕作農地の解消をめざす。
- ・ 市民の豊かな食生活を支える「地域食文化」の発信基地に。子供たちの一次産業教育の場に、高齢者の生きがいにつながる場に。
- ・ 市内既存の直売所とのネットワークを図り、共存をめざす。
- ・ 採算よりも、地域へ貢献する0.5次産業（生きがい・趣味・学習・交流を目的）に。

組織と運営

- ・ 主旨に賛同する生産者と消費者の出資者で直売所を組織し、誰にも門戸を開き出入り自由とする。年1回の総会で収支を明らかにする。
- ・ 生産者と消費者双方数名の運営委員会を設け、定期的に協議する体制をつくる。
- ・ 出荷者は登録制で生産者番号を持ち、出荷物にその番号をつける。出荷札には、生産者の名前や写真・コメントなどをつけて、生産者の顔が見えるよう工夫する。
- ・ 出荷時間は、一定時間を決める。（農林産物と漁業産物では異なる事を考慮）
- ・ 売れ残り品はその日の内に出荷者の責任において処分する。
- ・ 開設時間はAM9:00～PM6:00。定休日を週1回設ける。
- ・ 販売手数料を出荷者からとり、運営委員会、売り子等是有償ボランティアとする。
- ・ 売り場における生産者と消費者の直接対話を心がける。

販売施設

- ・ 設置箇所数は、市域の広がりから複数箇所必要と考えるが、段階的に発展させていく。
- ・ 市内の空き店舗・休業している企業施設・小中学校の空き教室などの活用も考慮。

販売品目

- ・ 地元で漁獲・生産・加工された海産物、農林産物。及び花とその加工民芸品。観葉植物など。

価格設定

- ・ 基本的に再生産を保障出来る価格を生産者自らがつける。補正は運営委員会で行う。

報告3 城周辺とまちづくりの推進に向けた基本構想（概要版）

はじめに

本部会は「城周辺整備」について検討を進めてきた。そのために岸和田市より「第2次城周辺整備計画」「岸和田市中心市街地活性化基本計画」の説明、同地区(トライアングルゾーン)の現地観察会、岸和田TMO代表や旅行業者へのヒアリングなどを実施してきた。

その後、新しい観光施設の建設や一過性のイベント事業などではなく、既存のまちの資源(人とまちがつくり出す過去から現在までの総体を意味している。)とその潜在エネルギーを生かす、即ち、現在の街並みや施設を生かした日常的な生活空間としてのまちとその歴史を基礎にした「まちの再発見」「観光の再定義」「つくり上げていくまちの味わい」などによる魅力の享受と発信を基盤に、城周辺を起点として広くまちづくりを構想する議論に発展してきた。

これに基づいて、本基本構想は、地域的な限定や実施目的の絞込みではなく、広くまちづくりの推進の中に位置付け、「住み心地よさ」「豊かさの実感」「つくり上げていくまちの味わい」という広い総合的な観点をもとに構想し、具体的な項目に向かって議論を進めていく。

従って、本概要版は「第1章 7つの基本的考え方」「第2章 具体的な検討視点」「第3章 当面の推進策と波及効果」の構成となっている。ただし、本概要版は全編全てを網羅的に要約するのではなく特徴的項目に絞り構成した。理由として第2章は『第3次岸和田市総合計画』『都市景観形成基本計画』に関する説明となっているため少なくした。概要版で関心をもたれ、是非報告書全編の全文をお読みいただきたい。



第1章 7つの基本的考え方

1. 定住原則と住み心地よさ

人が住み、更に住み続けたいという住民の「住み心地よさ」が溢れるまちづくりを目指す。住民が醸し出す「住み心地よさ」が感じられないまち、人が住んでいないまちに魅力はない。

2. つくり上げていくまちの味わい

「住み心地よさ」は安全であり、快適さが保障されていることである。その保障は現在と過去の人々が築き上げてきた努力の賜物であり、履歴である。まちの評価は歴史的営みの評価であり、「つくり上げてきたまちの味わい」の評価であり、将来に向かって私達が「つくり上げていくまちの味わい」の課題を明示してもいる。

3. 観光の再定義

街並から歴史と文化の履歴を読み取り、住民から「住み心地よさ」を感じ取り共感する文化的、歴史的探求の楽しみを市民・住民、市外の人々に開いていく日常的、文化的観光を目指す。

4. まちの象徴と個性

街並みの美しさはその美しさの基準や象徴が求められる。岸和田市の場合には岸和田城を象徴として、城を取り囲む城下町の風情を基準にまちづくりを進めることにより統一感が築かれてきた。この観点を失ってしまうと統一感のないバラバラな街並みがつくられ、日本中のどこにでもあるまち、都市化に押し流されたまち、個性のない無名のまちとなってしまう。

5. 統一感と美しさ

街並みに統一感があり、移動が容易で、ゆったりとした時間が流れ、自然との一体感が感じられる美しいまちは、その醸しだされる雰囲気から私達に「住み心地よさ」や「豊かさ」を実感させる。

6. 豊かさの実感

「豊かさの実感」には生活の安定が必須である。そして「豊かさの実感」は単に財（モノ・サービス）の所有の豊かさだけでなく、権利や自由の豊かさでもある。政治・経済・社会など人の営みの総体が「豊かさの実感」につながり「住み心地よさ」感覚と結びつく。

7. 豊かさの世代継承

「城周辺とまちづくりの推進」に向けた取り組みは「豊かさの実感」を高めていく総合的な観点を目指すことが大切であり、一時的な観光振興や利便性の享受に陥るものではない。なぜなら、現在世代はその「豊かさ」を過去世代からの遺産として受け継ぎ、維持発展させ将来世代に引き継ぐ義務を負っているからだ。それは「生命と文化の豊かさの連鎖」であり、「豊かさの世代継承」でもある。

第2章 具体的な検討視点

第1章で示した「7つの基本的考え方」を基準にしながら、第1に岸和田市の各計画や政策、第2に地域自治組織の役員を通じた岸和田市民のまちづくりや景観に対する思いや活動の一端、第3にフィールドワークの報告などに基づいて具体的な検討の視点を考えていく。

1. 美しさ・景観統一の計画 - 総合計画・都市景観形成基本計画など

ここでは、『第3次岸和田市総合計画』『都市景観形成基本計画』、次の3つの景観ガイドライン、『岸和田市らしさを目指した景観ガイドライン - 大規模建築物等の都市景観形成に係る誘導基準』（平成8年度）、『岸和田市らしさを目指した景観ガイドライン - 岸和田市公共建築物等のデザインマニュアル』（平成9年度）、『岸和田市らしさを目指した景観ガイドライン - 岸和田市色彩景観誘導マニュアル』（平成10年度）を検討している。括弧内は策定年度。

この中で『岸和田市らしさを目指した景観ガイドライン - 岸和田市公共建築物等のデザインマニ

ユアル』は、第1章の「岸和田市における景観行政の位置付け」、第2章の「『景観』とは何か」に見られるように、景観形成に関する詳細なテキストにもなっている。このテキストを市民と行政が学習し活用していくことが、入り口の取り組みとして大切だと考える。

2. 移動の容易性（バリアフリー）と岸和田城への眺望

(1) 移動の容易性とまちの発見

本部会では2002年2月3日、南海駅周辺地区、旧港再開発地区、岸和田城周辺地区の3地区よりなる中心市街地活性化計画のトライアングルゾーンについて、タウンウォッチングを実施した。ここから、第1に岸和田祭の地車曳行により道路の段差が解消され、岸和田祭が移動の容易性を生み出している、第2にまちを歩くことによって岸和田のまちの現状を改めて知り、まちを再発見し、再評価が生まれた。日常の風景は無意識に通過ぎて行き、いかにまちを知らないかを自覚した経験であった。ここから7つの基本的考え方に掲げた「まちの再発見」「観光の再定義」が芽生えた。

(2) 岸和田城への眺望

岸和田城への眺望、岸和田城からの眺望に関するフィールドワークは2003年3月9日に実施した。

南上町のような地域は岸和田城との景観のマッチもよく、景観の為の高さ制限にも意味があると思う。しかし、旧港地区では大規模開発が進み、ヨーロッパ風のゲームセンターの建物や高層建築物が並び岸和田城との調和という点ではもはや全都市的コーディネートは困難と思える。ただし、地域限定ならば可能性が考えられる。

岸和田市として何をテーマにして統一感を出していくのか、そのコンセンサスをどうやってつくるのか、市内全体の高さ制限や街並に対する市民のコンセンサスがなければ更に景観は乱れていくのではと危惧を感じた。

(3) 日常的な文化歴史の掘り下げと観光再定義

私達は日常生活においてパターン化された生活サイクルを繰り返している。そのため日常生活空間である風景に注意することなく、「通り過ぎる風景」「無意識の風景」として当然視し固定化している。それ故に、日常生活空間である風景は実は知られざる未知の領域として取り残されている。空間的な移動による一般的な観光ではなく、日常的な風景を深く掘り下げた観光こそ岸和田にふさわしい。そのためまず情報収集とまだつられていない歴史・神話づくりの作業が求められる。

(4) 地域自治組織の役員から見た住民のまちづくり感 - つくり上げていくまちの味わい

- 市民活動サポ - トセンタ - の設置 -

平成7年から10年にかけて実施した「岸和田市都市計画マスタープラン」策定では、地域の特性を生かし、真の市民参加型のマスタープランづくりに取り組んだ。身近な問題から中長期にわたる問題まで、タウンウォッチングも行い熱心に議論を重ねた。行政と地区役員とが回を重ねる毎に相互に信頼関係が深まり、本音での議論に終始し、我がまちの将来ビジョンについて語り合った。この経験はまちをつくり上げ、まちの味わいをつくり出す営みの過程であったと思う。この経験から市民活動を活性化させるためには、市民活動を支援する【市民活動サポ - トセンタ - 】の設置が急がれると考える。

(5) 具体的なモデル構築

第1に、「都市景観形成基本計画」、「岸和田市らしさを目指した景観ガイドライン - 大規模建築物等の都市景観形成に係る誘導基準」を始めとする3つの景観ガイドラインに沿って着実に実行

していく。そして、地域ごとに住民と事業者を対象に恒常的に懇談会・学習会を開催していく。

第 2 に、景観形成を含むまちづくりの統一感を持たせるシンボルとして岸和田城を位置付ける。せめて借景として岸和田城を生かすべきである。

第 3 に、岸和田 TMO などの事業者によるまちづくり、景観形成の取り組みが経済効果を生み出すことを具体的事例でもって示し、情報発信していく。

第 4 に、市政全般にわたって市民参加・協働をいっそう促進する。市政について市民が参加し、討議し、合意形成を図る経験を積み重ねていくことによって、遠いようだがまちづくりなどに関して着実な進展がもたらされる。「住民自治的波及効果」の還流といえる。

最後に、地区市民協議会に地域を管理、運営する為の権限、財源を移譲し、更に行政職員の一部を配置する地域内分権を提案したい。自己決定権のないところに岸和田城の活用、景観形成、広くまちづくりへの自主的な取り組みは生じないし、住民自治は育たないと思える。

第 3 章 当面の推進策と波及効果

1. 地区市民協議会、町会、自治会での議論・修正と市民的合意形成

『第 3 次岸和田市総合計画』の基本構想に謳われている「新しいまちづくりの推進」に沿って、市民との協働によるまちづくりを推進するために本報告書、及び本部会の報告書、提言を広く住民・市民の関心の喚起と議論の材料とするために、地区市民協議会、町会、自治会での議題に取り上げていただくことを提案したい。

2. 財政問題に関する波及効果

最後に、財政問題に関する波及効果を住民自治、地域経済の点から考えていく。ただし、財政問題の捉え方は、財政を住民の生活を保障し、安定させる社会的基盤（社会資本）の整備と維持を図るシステムと捉える。財源の削減、効率化による会計上の収支均衡を意味するものではない。更に、財政危機は収支の赤字発生や拡大ではなく、住民・市民が税負担と公共サービスの享受の評価を行い、その評価を投票、住民参加などの政治的意思決定を通じて実行しない、実行できない、財政システムの機能不全と考える。その意味から市民自らがまちづくりや財政を考え提言・提案する本委員会は財政システムの機能回復の試みといえる。



環境のまちづくり部会

まえがき

～やってよかった、調べてわかった、ゴミ問題～

岸和田市の財政が厳しく、将来の歳入増加が見込めない中で財政の健全化を図るためには、財政支出を抑制する必要がある。そのためには行政が取り組むあらゆる施策に対して、情報の早い段階からの公開と計画策定への市民参加の機会を保障し、事業者と市民がその内容をよく理解し費用対効果について納得できるものである必要がある。

市民も厳しい市の財政状況を理解し、行政と市民が共に公益性・共益性を考え、力を合わせてまちづくりを進めていくなかで、行政の経費削減を実現させたい。

環境問題では、京都議定書（温室効果ガスの排出削減量を2008年～2012年までの期間中に1990年比で6%削減する）の着実な実施に向けて、国は地球温暖化防止行動計画と法的、経済的、規制的措置をはじめとした様々な取り組みを進め、国、自治体、企業（事業者）、国民それぞれが実行すべき基本方針を決め、循環型社会をめざしている。

これを受け岸和田市では、平成14年度に全市でプラスチックの分別回収を実施、家電リサイクルも始まった。平成14年7月からは一般ゴミの一部有料化を実施、ゴミ袋は中身の見えるものを使用、粗大ゴミも有料になった。また、昭和44年に建設された岸和田市貝塚市清掃施設一部事務組合（以下、「岸貝清掃」という）の清掃工場が老朽化し、平成13年5月新清掃工場に関わる都市計画案の公示があり、平成14年8月新清掃工場建設工事に着手された。

環境のまちづくり部会のメンバーは、自然環境・都市整備・ゴミ問題などそれぞれの思いで集まった。岸和田市より財政の状況と将来見通し、環境対策の取り組み、特に新清掃工場の建設、ゴミ発生状況と減量対策等についての報告を受け、共通の現状認識を得るなかで、ゴミ問題をテーマに選択した。市民・行政・事業者それぞれにできることを模索し、課題別に4グループに分かれて調査研究した。

戦後日本経済のめざましい発展は、同時に大量消費と大量廃棄を生み出した。そこで発生した多くの都市ゴミは、ドイツやアメリカと比べて焼却処分されている比率が高い。環境部会で主催した公開講座で京都大学の植田教授は「環境対策はまちづくりと連動した環境政策として地域価値の創造につながるものとしなければならない」として、ドイツのフライブルグという町のことなどを事例に挙げ話をされたように、日本はゴミ政策（ゴミ文化）においても欧米に比べて如何にも遅れている。

環境のまちづくり部会の約3年間にわたる調査と分析、提言・提案が、分野も狭く、岸和田の将来像 - 地域価値の創造 - が見えないままでなされることは残念だが、郷土を愛し、持続可能な社会の実現を願っての試みであった。

私たちが多くの方々と認識を深め合い、岸和田市が財政問題を含めた先駆的な環境政策を進めることに助力して行きたい。

1. 収集運搬の費用削減

・収集回数を減らす（缶・ビン、廃プラ）

家庭から排出されるゴミや資源の収集運搬は、市が直接するものと業者に委託するものの2つの形態があり、この費用だけで家庭の廃棄物処理経費の半分（平成13・14年度とも53%）を占めている。

< 報告書 1 - 2 参照 >

この費用を減らすために、普通ゴミ週2回、缶・ビン週1回、廃プラ週1回、粗大ゴミ有料申し込み制となっている収集回数を、缶・ビン、廃プラについては隔週にすることを提案したい。

大阪府内でも、缶・ビンは月1～2回、廃プラについては自治体により取り組みが異なるものの月1～2回の収集が主流であり、生活者の実感としても、隔週の収集で足りるものと思われる。



・委託業者との契約内容の見直し（従量制の導入）

市と委託業者¹との契約は、収集するゴミ量に関わらず世帯数で行われているため、ゴミ量が減っても委託業者へ支払われる経費は変わらない。そのため収集運搬の経費は、平成13年度では18,217円/t、14年度では23,260円/tとなり、減量すればするほどトン単価が上がることになる。

< 報告書 1 - 2 参照 >

委託業者からも、世帯数に数えられない（住民登録をしていない）住民のゴミを収集することへの不満があり、従量制の導入が必要と思われる。

私たち市民は、「ゴミを減らせば経費が減る」という実感を持ちたい。

< 報告書 1 - 3 参照 >

・職員の適正配置

市直営の場合、1tあたりの収集運搬の経費は、平成13年度では46,939円/t、14年度では50,744円/tであり、収集運搬に携わる職員数が削減されなければ、減量すればするほどトン単価が上がることになる。

< 報告書 1 - 2 参照 >

市民への分別の徹底、減量化の啓発活動を行うための適正な体制と人員配置を検討する。

・生産者責任の明確化

拠点回収しているペットボトル、牛乳パック、乾電池についての収集運搬の経費は現在市で負担しているが、これを改め、生産者責任を明確にすると共に、製造者・流通事業者と再生資源事業者を直接つなぎ、市が介在しないシステムをつくる必要がある。「買った物は買ったところへ返す」という考え方を市民に定着させたい。

是非、将来に向けて、上記のようなシステムを検討していくことを望む。

< 報告書 1 図1 - 2フロー図参照 >

¹ 委託業者：市から委託を受けて、家庭ゴミの収集運搬をしている事業者（8社）

2 . 減量化対策について

・回収袋（缶・ビン、廃プラ用）の廃止

各家庭に年に 1 度、缶・ビン、廃プラ用の回収袋が配布されている。そのための経費は、平成 13 年度 9,734,705 円、14 年度は 14,479,750 円になる。 < 報告書 1 図 1 - 2 フロー図参照 >

普通ゴミに透明袋を使用するようになって、「廃棄物は透明袋に入れる」ということが市民に浸透してきた現在、これらの袋の配布は不要と考える。

・シール制の見直し

平成 14 年 7 月から普通ゴミの一部有料化、粗大ゴミの有料化が実施された。有料・無料シールの作成・発送の経費は平成 14 年度 22,151,457 円になる。この制度が導入され、家庭の可燃ゴミは平成 13 年度と比べると 21% 減量された。 < 報告書 1 図 1 - 2 フロー図参照 >

分別・減量化には有効であったと評価されるが、シールの枚数の妥当性（一世帯あたりの枚数、同居の別世帯、世帯の人数区分）、シール制自体がもっている問題点（シールの発送経費、残ったシールの処分）など、調査、検討の余地があると思われる。

基本的に市民に新たな負担を課すべきではないが、市の有料指定袋を販売する自治体もあり、シール制のような無駄がないので、広範な市民との話し合いの中で検討していきたい。

ゴミや資源の収集運搬や焼却処理等には
これだけの費用がかかっています。

市民 1 人あたり

平成 13 年度では、14,767 円

平成 14 年度では、15,510 円

1 世帯あたり

平成 13 年度では、40,671 円

平成 14 年度では、42,265 円

* 人口及び世帯数は、10月1日現在値を使用。

H13 人口：203,686 人 世帯数：73,956 世帯

H14 人口：204,399 人 世帯数：75,008 世帯



3. 事業系ゴミの減量・資源化の推進

・年々増え続けている事業系ゴミ

岸貝清掃工場に搬入されるゴミの量を年度別に、家庭ゴミと事業系ゴミに分けて増減を少し詳しく見ると、図3-1に示すとおりとなる。家庭ゴミの対前年増減割合は平成12年度までは微増減を繰り返すが、平成13年度から減少に転じ、平成14年度には19.7%と急速に減少した。平成14年度は、家庭ゴミの一部有料化が始まり、透明、半透明のゴミ袋が義務づけられた。また、廃プラスチックの分別収集も全市域で実施されたことが、急激な減少につながったと考えられる。

一方、事業系ゴミは、平成8年度まで対前年より増加しつづけているが、平成9年度には増加が止まり、平成10年度には減少に転じている。しかし、平成11年度から再び増加に転じ、平成14年度には11.5%と、急速な増加となっている。

次に、家庭ゴミと、事業系ゴミの搬入される量の割合(図3-2)を見てみると、平成5年度は65:35であったものが、平成13年度には57:43になり、平成14年度には48:52となった。市民の出すゴミよりも、事業系ゴミの方が多量に搬入されるという大逆転が生じている。この状況が今後も続くと、岸貝清掃工場は事業系ゴミを主に処分する施設になりかねない。

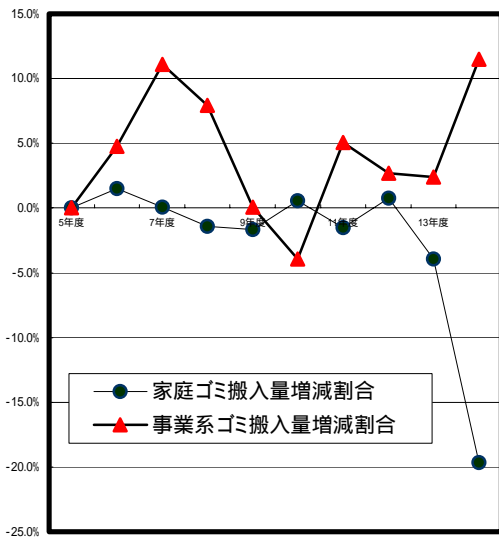


図3-1 家庭ゴミ、事業系ゴミの搬入量増減割合

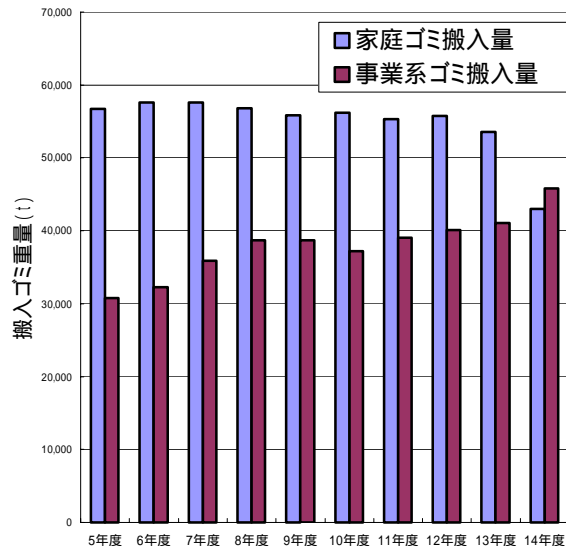


図3-2 家庭ゴミ、事業系ゴミ搬入量推移

・分別が進んでいない事業系ゴミ

各事業所での聞き取り調査では、資源ゴミ(缶・ビン)、段ボールの分別をある程度実施している事業者が大半であった。しかし、処理経費が安いので分別せずに廃棄しているファーストフード店などもあった。「分別しなくても、何でも持っていってくれる」という意識が抜けきっていない事業者、分別するのが面倒、分別しても置く場所がないなどの理由で分別していない事業者、分別を徹底していない事業者も少なからずあった。

また、岸貝清掃での事業系ゴミ搬入車の調査で、普通ゴミに段ボールが多数混入されている実態も確認している。

市役所、市民病院、銀行などから排出される機密書類は、シュレッダーで細かく裁断され、岸貝清掃工場に直接搬入、焼却処分されることが多い。これらの紙は家庭から排出される紙ゴミと違い、上質紙が多く、これこそ分別し資源化する必要がある。

・岸貝清掃に搬入されている事業系資源ゴミ（缶・ビン）

家庭から排出された缶・ビンは分別回収されているが、事業系ゴミでは分別されず焼却炉に入れられていた。平成 14 年度には、事業系も行政指導により缶・ビンを分別して搬入されるようになり、焼却炉への負担が軽減されるようになった。しかし、分別されたものの、事業系の缶・ビンは岸貝清掃に搬入、処理されている。処理には費用負担が生じるので、事業系資源ゴミは、事業者の責任において資源ゴミ処理業者に引き渡し、処理されねばならない。

4 R を目指そう！

Refuse （いらないものは断る）
 Reduce （使う量を減らす）
 Reuse （繰り返し使う）
 Recycle （再生資源に戻す）



・事業系ゴミの減量・資源化の推進に向けて、2つの提言

分別の徹底

まず事業者は「自らが排出するゴミは自ら処理する」という自己処理の原則を理解し、「分別しなくても何でも持っていってくれる」という意識を改め、自ら進んで、資源ゴミがリサイクルされるよう再生資源業者に引き渡さねばならない。現在、普通ゴミとして焼却処理されている生ゴミ、厨芥ゴミも生ゴミ処理機の導入等を図り、普通ゴミ削減にも努力する必要がある。

事業系ゴミ回収許可業者²は、段ボール、缶・ビンなどの資源ゴミを安易に受け取らず、資源ゴミ回収業者と連携し、廃棄物がリサイクルされる体制づくりに協力する必要がある。

行政は、事業系ゴミの分別、減量の実態を定期的に調査、公開し、必要に応じ、分別の指導を徹底する必要がある。また、事業系ゴミ回収許可業者が搬入するゴミを、岸貝清掃で点検し、段ボールなど資源ゴミが混入している場合は、搬入ゴミの持ち帰りを指示するような徹底した指導が必要と考える。一方、行政は事業者を指導する立場であると共に、自らも事業者であり、全事業者に範を示し、率先してゴミを分別し、事業系ゴミの減量・資源化を推進する原動力になる必要がある。

事業系ゴミの焼却処理費の適正化

平成 14 年度に家庭ゴミが減量した原因として、一部有料化、透明袋の使用が義務付けられたことが考えられる。事業系ゴミは焼却手数料が他市に比べ安価すぎることで、減量化を遅らせる一因にもなっている。実際にかかる必要経費に見合う料金に値上げすることが、事業系ゴミ減量化の推進の一手段であると考えられる。

また、官公庁の搬入するゴミについて、現在は無料となっているが、有料化することも検討する必要がある。

² 許可業者：市から許可を受けて、事業所のゴミの収集運搬をしている事業者（委託業者のうち3社）

4 . 岸貝清掃工場の焼却処理のトン単価に見合う、焼却処理手数料の見直し

・岸貝清掃工場の焼却処理のトン単価

岸貝清掃工場で廃棄物を焼却処理するために、1 t あたりどれくらいの費用がかかっているのかを、算出するには様々な考え方がある。

岸貝清掃では、焼却処理の単価を平成 13 年度 10,209 円、14 年度は 10,514 円としているが、施設の整備補修や土地取得のために使われている投資的経費³や公債費⁴も含めて算出するのが、適当であるとする。廃棄物の焼却処理を安全適正に行うためには不可欠な費用であるとの認識からである。この算出では平成 13 年度 17,988 円、14 年 14,895 円となる。 <報告書 1 - 4 参照>

・焼却処理手数料

事業系のゴミを許可業者が、岸貝清掃工場へ搬入する場合には手数料がかかり、また、事業者や一般家庭から（1 日 1 台に限る）直接、岸貝清掃工場へ搬入する場合にも手数料がかかる。

これらの手数料は岸貝清掃の収入となり、岸和田市分を算定すると、平成 13 年度では許可業者からの手数料収入が 35,252 千円（1,187 円/ t）直接搬入の手数料収入が 60,720 千円（5,838 円/ t）となる。平成 14 年度は、それぞれ 36,937 千円（1,107 円/ t）70,813 千円（5,699 円/ t）となる。

直接搬入では支払う手数料は 7,980 円/ t、許可業者が支払う手数料は 2,520 円/ t（68%の減額）と決められており、先にのべた 1 t あたりの手数料収入と差がでている。これは、直接搬入については一部無料の制度があり、許可業者については免除の制度があることから生じる。

<報告書 1 - 2 参照>

・焼却処理手数料の見直しについて

新清掃工場稼動を視野に入れて、岸貝清掃工場での焼却処理のトン単価に見合う焼却処理手数料を検討する必要がある。

許可業者の手数料については免除をやめ、従量制の導入と減免率の見直しを提案したい。

直接搬入の手数料については 7,980 円/ t が妥当な数字なのか検討する必要がある。公債費負担や新工場のランニングコストの増加により、焼却処理単価が高くなることは明白なので、値上げの検討を提案する。

これらの手数料の適正化は、事業者に対しても一般家庭に対してもゴミの分別と減量化を推進する力になると考えられる。

<報告書 4 - 2 参照>



³ 投資的経費：具体的には、焼却炉や煙突の更新、ダイオキシン対策の費用になる。

⁴ 公債費：地方公共団体が地方債の定められた条件により、毎年度必要とする元金の償還及び利子の支払いに要する経費の合計額

5. ゴミを出さない・燃やさない

現状・課題

市民への提言

紙類

新聞、雑誌、ダンボールに分別し、地域の集団回収や資源回収業者に出すことがかなり定着し、集団回収率も高くなってきている。今後、容器包装の紙もリサイクルしていきたい。
事業系ではダンボール、上質紙の岸貝清掃へのゴミのもちこみが目立つ。資源回収業者にひきわたすシステムづくりが課題。

分別のルールを守り、地域の集団回収や資源回収業者に出す。
過剰包装やパンフレット等、いらぬものは断る。
使い捨ての紙類の使用を控える。
再生紙（トイレトペーパー、事務用紙、ノート等）を選択し購入する。

生ゴミ

現状では生ゴミの大半は焼却されているが、本来は、堆肥化して土に返すことが生態系の物質循環の基本である。各家庭の生活スタイルに応じた方法で実践し、ガーデニングや家庭菜園に使う。使いきれない堆肥は園芸愛好家・市民農園・農家など堆肥を必要とする人に使ってもらうシステムづくりが必要である。
生ゴミ、剪定枝を多量に排出する事業所や造園業者は、自己責任において、堆肥化する方策を考えるようにする。

食品は買いすぎない、調理しすぎない、食べ残さない。
エコクッキングを心掛ける。
自分にあった方法で堆肥化する。（土に埋める、EMぼかし、コンポスター、ダンボール箱で発酵など。電力消費が問題であるが、電動式家庭生ゴミ処理機もある。）
集合住宅で生ゴミ処理機を設置する。
できた堆肥は市民農園や農家で使ってもらう。

プラスチック

分別収集が進み、容器リサイクル法対象品は高炉の還元剤に、それ以外はペレット化して再生品の原料になっている。
リサイクル以前の問題として、プラスチックゴミを出さないような生活の見直し（発生抑制）が大切である。

買い物袋（マイバッグ）を持参しレジ袋を断る。
洗浄やラベルを外す等の排出ルールを守る。
汚れのひどいものは廃プラに出さず一般ゴミに、分別に迷うものは一般ゴミに出す。
ペットボトル、白色のトレーは廃プラに混入せず、スーパー等の拠点回収に出す。
ペットボトルの商品を買い控え、美しさ、利便性ばかりを求めず商品を選ぶ。
繰り返し使える容器（リターナブル容器）に入った商品や詰め替えの出来る商品を選ぶ。
使い捨てのプラスチック製品の使用を控える。

古布

集団回収されたものは、東南アジア等の中古衣料・ウエス（工業用ぞうきん）・反毛（綿に戻したクッション材）などに利用される。しかし、古着リサイクルも最近ダブつき気味。資源回収に出さず普通ゴミと一緒に焼却されているものが多い。

知人にあげたり、フリーマーケットを活用して着回す。
資源集団回収に出す。
リフォームをする。
回収団体は古着回収のPRに努める。

めざそう4R（Refuse）いらぬものは断る・（Reduce）買う量や使用量を減らす、

事業者への提言

ダンボール、事務用紙類は資源回収業者に出す。
商工会議所や業界団体において、エコオフィス町内会等の手法を取り入れて、分別、再利用を浸透させ、リサイクルの取り組みを進める。(機密書類の処理を共同で業者委託する。ストックヤードの共有等)
再生紙(トイレtpーパー、事務用紙等)を選択し購入する。

過剰包装の抑止。
再生紙を使った製品の品揃えと販売促進。
製造者は、古紙含有の製品作りを心がける。
新聞社や出版社等は、再生紙を使い、古紙含有率を高める努力をする。(技術開発)

販売店では消費期限が切れるまでに売り切るなど、廃棄物の発生抑制に努める。
食品リサイクル法に基づき、商工会議所や業界団体においてリサイクルの取り組みを進める。(例えば堆肥化や飼料化の事業者と提携した仕組みづくり)
業務用生ゴミ処理機の導入。
小学校では環境教育として、給食残渣をEMぼかし、コンポスター、電動式生ゴミ処理機を使って堆肥化する。

マイバッグ奨励宣言(カードにポイント加算、レジ袋の有料化)
過剰包装の抑止(野菜などはラッピングしない。トレー無しでラップのみとする)
拠点回収の白色の無地トレーのみを使用する。
値段表示シールをはがれやすくする。
再生品による容器包装。
包装しない販売、バラ売り、量り売り等、包装について再考を求める。
分解し、分別しやすい製品づくりをする。

繊維メーカーも繊維リサイクルの一端を担う。
リサイクル技術の開発、新しい用途の開発に努める。

行政への提言

地域の集団回収の回収率をさらに上げるよう、古紙類の有効な分別方式の発信などの啓蒙活動や奨励金(1kg当たり6円)等の支援を続ける。
地域、資源回収業者、行政3者の話し合いの場を持ち、古紙リサイクルシステムの維持に努める。
行政自らゴミ減量、リサイクルに努める。(電子文書の活用、機密文書のリサイクル)
各課の岸貝清掃工場への直接搬入量の公開。

市が生ゴミ、剪定枝を燃やさない方針を立てる。
市が貸し出したコンポスターやEMバケツの活用状況を調査し、講習会を開いたり、意見交換の場をつくる。
市民が堆肥化に取り組みやすいようにコンポスター複数貸し出しやEMぼかしの販売場所の拡大に努める。
休耕地や市民農園、公共用地内に共同堆肥場をつくる。
堆肥をつくる人と使用する人(市民農園、園芸愛好家、農家)との橋渡しをする。
集合住宅や公共施設で生ゴミ処理機を導入するようモデル事業を進める。

白色の無地トレー以外は使用禁止など、包装に関して事業者、市民、行政と話し合いの場を持ち、トレー追放に岸和田方式を模索する必要がある。
中間処理場から岸貝清掃工場に戻される残渣(14年112t全量の4%)が減るよう、分別のルールを市民に周知させる努力をする。(啓発広報活動)

どんな古着が何にリサイクルされるかを市民がわかるように知らせ、分別・リサイクルの啓発に努める。

(Reuse) 繰り返し使う・(Recycle) 再生資源に戻す

6 . 新清掃工場について

啓発施設の継続的活用

市では、ゴミに対して効率よく安価で処理できるよう対策を練っているが、今は減量化、再資源化が特に求められている。そこで市民がゴミに強い関心を持ち積極的に4 R運動や堆肥化などを推進していくことが市民生活に良い環境を創ることになり、市財政の健全化に貢献すると確信する。

その手段として新焼却場の啓発施設活用方法が重要と考えられる。今までの各種施設の中には、建設に多額の費用が使われたにも関わらず、その後の運営・有効活用の具体的対策に真剣な検討がなされず、折角の施設本来の機能が十分に発揮されていないものもある。

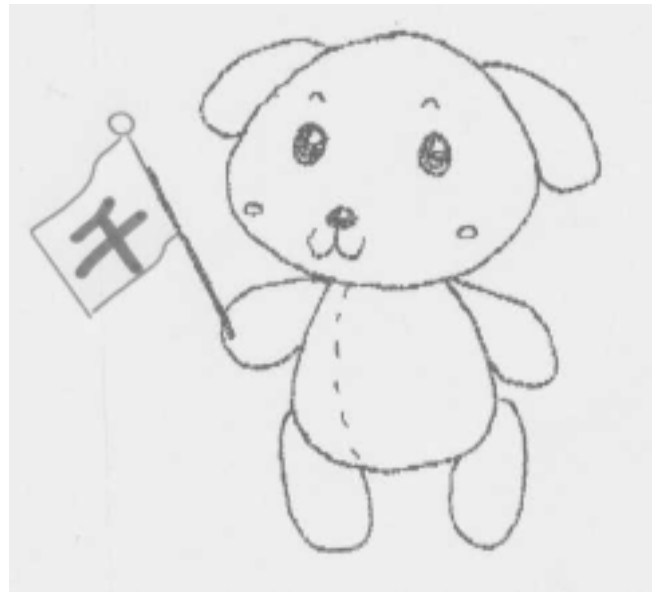
その打開策として、今回の啓発施設において種々の展示は当然であるが、一步踏み込んで施設内に情報の収集・発信の基地機能を設けることで、一般市民、教育関連、各種市民団体、企業、行政と常時連携を図る仕組みをつくり、その活用で市民がゴミに関して意識を高め、環境の大切さを一人でも多くの市民が理解し、更に市民参加できる運動を広げるために役立てたい。

その継続した運営は、まず市民が発起人になり関係機関と調整のうえNPO方式を採用するのも一案である。市民レベルが運営に参加する事でより身近、より切実に取り組むに違いないと思われる。ただし、NPO設立には、発起人の選定と市民の理解・熱意が必要条件であり、多数の賛同を得られる広報活動が重要課題だと考えられる。

余熱利用施設を含む土地利用計画

余熱利用施設用地 3ha (36 億円) の購入について下記の点を考慮した。

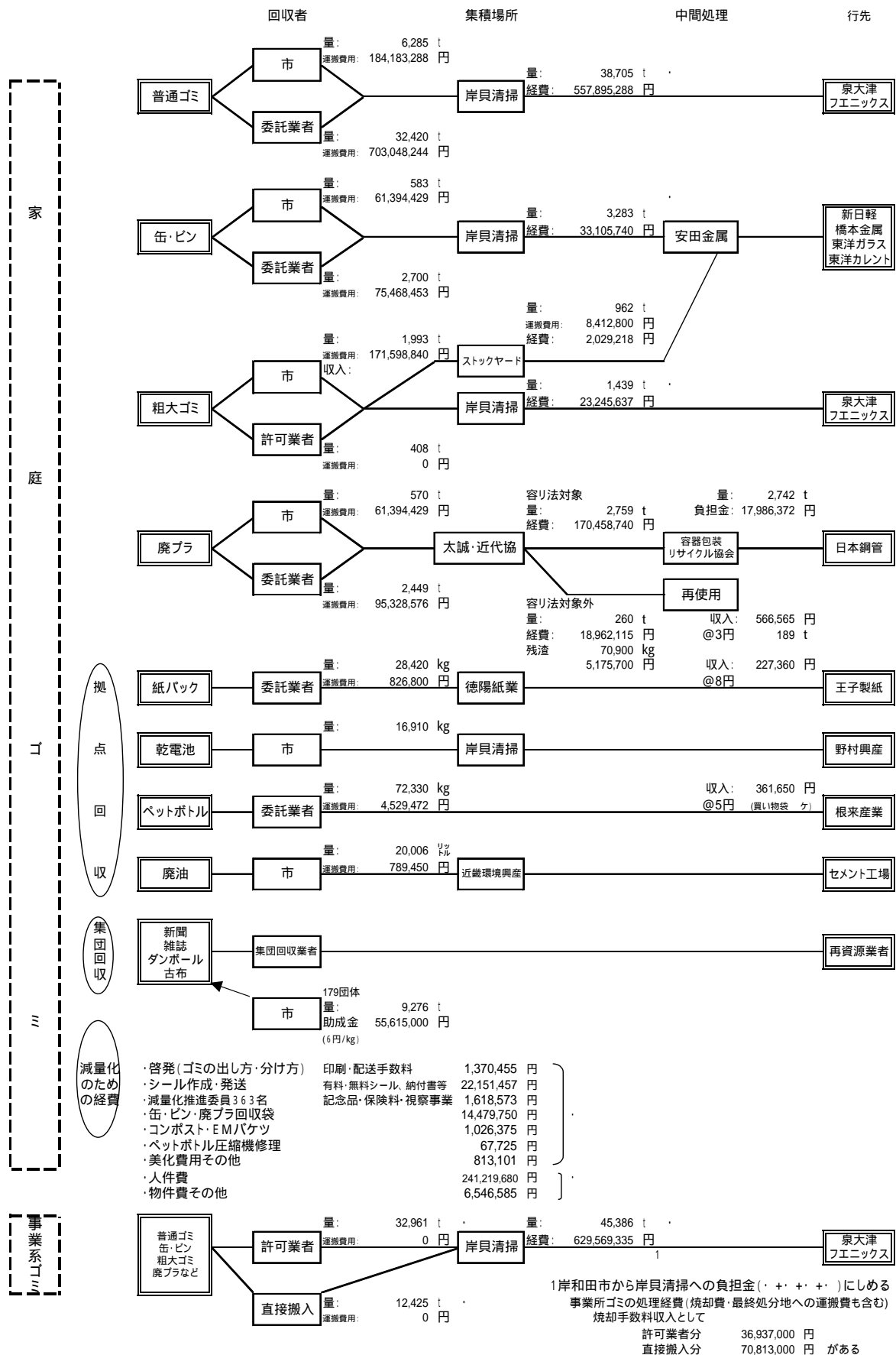
- ・ 市財政状況が厳しいこと
- ・ この用地を利用して緊急に整備すべき施設の必要性が見当たらないこと
- ・ 焼却ゴミの減量化に伴い、安定的余熱エネルギーの供給が望めないこと
- ・ 温水プール等の市民利用施設は、現在のもの代替できること
- ・ 市民の利用には、アクセスに難点があること



上記の理由に基づき次の提案をしたい。

- ・ 用地購入は白紙にすべきだと考える。
- ・ 購入しなくてはならない場合も、市民にとって緊急に必要な施設以外つukらない。
- ・ 土地利用は、阪南2区整備事業と密接に関連付けるべきだと考える。

平成14年度岸和田市が負担するゴミ処理(運搬・焼却)経費 フロー図



次の場づくりに向けて - 共感・共鳴による交流の場へ

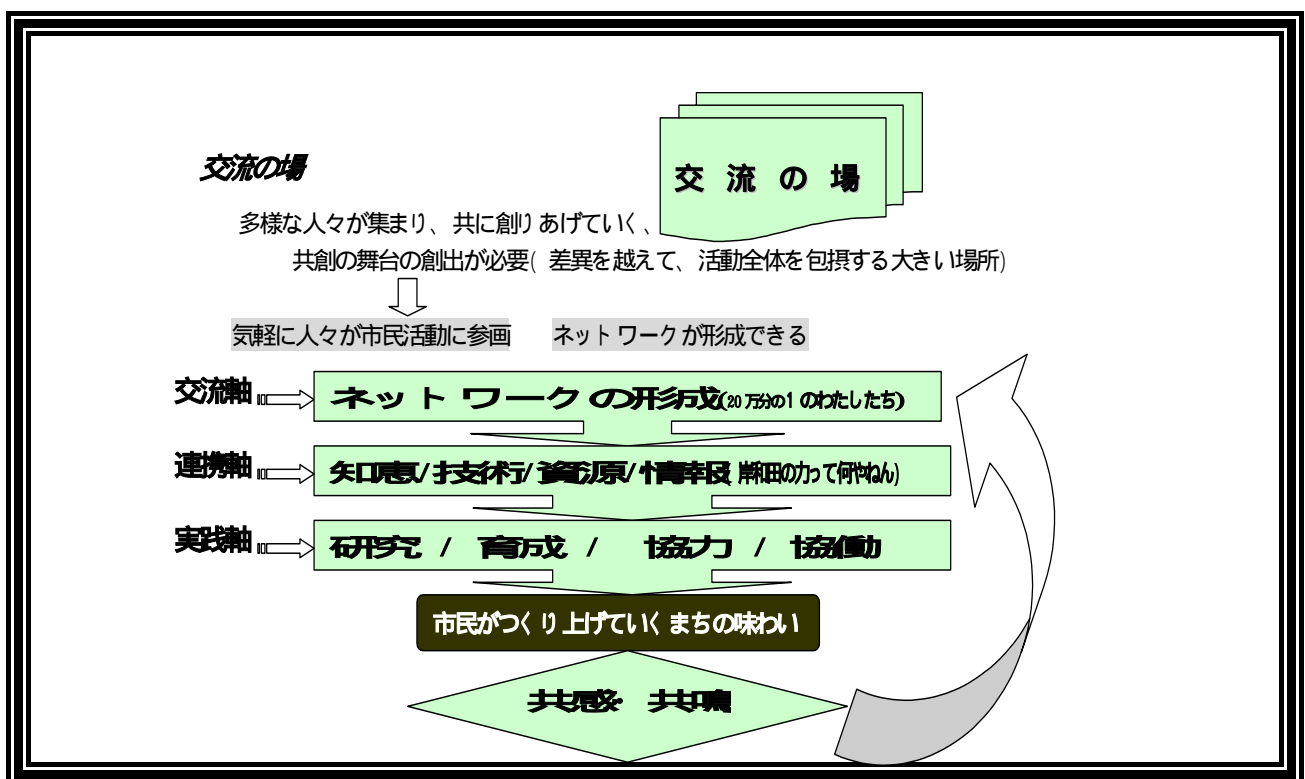
はじめにも述べたように「岸和田委員会」(愛称：まちざい)は平成16年4月18日の報告会を最後に約3年間の活動を終了します。終盤は提言・提案のまとめ作業に追われて多忙な時期を過ごしました。でも以前から「岸和田委員会」以後の組織をどうするのが議論を始めていました。

例えば「このまま、まちざいが終わるのはおしいね」「参加者の活動や情報を交換する場があれば」「意見交換が今後も出来れば」「今後もまちざいのような組織があって意見交換や一緒に活動ができればいいのに」「それぞれの活動を出し合って連携していける場があったほうがよいのでは」「まちざいに参加して他の市民の人たちの活動や市政のことがわかった」など、「岸和田委員会」が完全に終了してしまうことを惜しむ声、類似した組織を望む声が多く見受けられました。

一方で、3年間という期間で調査研究して提言・提案をまとめ上げなければいけない大変さも経験しました。

そこで、一定期間に調査研究して提言・提案をまとめ上げるのではなく、個人を基礎とする多様な市民・住民が集まり一緒に「交流する場」を次の組織にしてはと考えました。交流する中から自然にお互いの連携が生まれたり、同じ問題や課題に直面していれば協同して調査研究して対策を考えたり、報告にまとめて、岸和田市や関係する団体に働きかけることも考えられます。更に、働きかけの内容実現に向けて連携して取り組みを進めることや、広く情報を発信することも考えられます。このような交流の場は、参加者の主体性を原則に、緩やかな関係を築く組織とし、その時々、事柄によって交流の密度が高まったり、ある時は低くなったり、また、連携が広がったり、狭まったり、変化しながら活動する組織と考えています。

ただし、そこでの**連携の基本は他の人々の意見や活動に対する共感や共鳴のエネルギー**です。イメージとして次の図を考えています。



私たちは「岸和田委員会」を通じて、はじめに述べたように多くのことを学びました。この経験をそのまま終わらせるのは残念だと考えています。同時に今後は市民自らが考え、行動し、市と協働し、地域をつくっていく時代です。新しい場で「岸和田委員会」の経験を生かしていきたいと考えています。

「市民と共に考える」まちづくり・ざいせい岸和田委員会委員名簿

教育と文化 の まちづくり部会	健康と福祉 の まちづくり部会	安全・快適な 都市的魅力のある まちづくり部会	環 境 の まちづくり部会
今村 信彦	安藤 長	今西 恒毅	秋田 秀実
貝塚 真知子	家平 悟	植田 久典	勇 徳和
熊野 隆麿	池田 秋男	上野 栄作	泉本 法子
小門 一三	池田 正	大坪 克至	今崎 照子
小林 知津	石田 京子	北山 久代	奥 清司
小櫻 利雄	石橋 美八枝	木下 眞一	岸田 美代子
阪田 浩一	伊東 政雄	野 洋司	岸本 佳子
阪本 実・子	上田 晴男	杉本 吉史	木下 武雄
佐藤 ふき	川北 篤史	積川 きみ子	栗本 寿一
富塚 博	清時 忠吉	佃 孝三	小山 藤夫
中 眞茅子	小西 正	西村 武	坂口 一男
中川 麗子	城 敏之	西村 正雄	相良 長昭
中塚 鞠子	高岡 由香	平松 聡	西出 慶三
中村 富和	成田 隆一	宮内 克己	東山 千恵
中森 潤一	西尾 徹子	村上 武弘	人瀬 保
西浦 保夫	西出 秋雄	望月 満慶	平野 梓
西野 正員	根来 陽子		昼馬 和恵
野上 千寿	野村 恵子		宮内 克典
昼馬 光一	長谷川 裕央		宮坂 博子
松阪 正純	春木 秀一		森下 良雄
三森 勇作	浜川 和子		
室田 光重	福重 芳浩		
森下 悦子	舟岡 英和		
藪 博	舟津 久美子		
山中 眞知子	古林 貢		
横谷 俊一	蓑田 努		
	村田 正行		
	山本 一美		
(以上26名)	(以上28名)	(以上16名)	(以上20名)